

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2022年 3 月
(第 2 回訂正分)

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2022年3月16日に関東財務局長に提出し、2022年3月17日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2022年2月18日付をもって提出した有価証券届出書及び2022年3月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集50,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,386,100株（引受人の買取引受による売出し1,198,800株・オーバーアロットメントによる売出し187,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2022年3月16日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2022年3月16日に決定された引受価額（579.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格630円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「13,685,000」を「14,490,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「13,685,000」を「14,490,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

（注）4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「630」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1」を「579.60」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3」を「289.80」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4」を「1株につき630」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（560円～630円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、630円と決定いたしました。

なお、引受価額は579.60円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（630円）と会社法上の払込金額（476円）及び2022年3月16日に決定された引受価額（579.60円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は289.80円（増加する資本準備金の額の総額14,490,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき579.60円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2022年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき579.60円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき50.40円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と2022年3月16日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「27,370,000」を「28,980,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「20,370,000」を「21,980,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額21,980千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限108,559千円と合わせた手取概算額合計上限130,539千円の全額を2022年12月期に、今後の事業の拡大のため、営業、システム開発、管理業務等の各分野で豊富な経験や専門知識を持った優秀な人材の確保に必要な人材採用費及び人件費に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年3月16日に決定された引受価額(579.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格630円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「713,286,000」を「755,244,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「713,286,000」を「755,244,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「630」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「579.60」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき630」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	みずほ証券株式会社	1,012,100株
	野村証券株式会社	62,400株
	株式会社SBI証券	49,900株
	東海東京証券株式会社	12,400株
	SMB C日興証券株式会社	12,400株
	マネックス証券株式会社	12,400株
	東洋証券株式会社	6,200株
	水戸証券株式会社	6,200株
	岩井コスモ証券株式会社	6,200株
	極東証券株式会社	6,200株
	楽天証券株式会社	6,200株
	松井証券株式会社	6,200株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき50.40円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2022年3月16日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「111,443,500」を「117,999,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「111,443,500」を「117,999,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「630」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき630」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2022年3月16日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのため、主幹事会社が当社株主である刀禰真之介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年2月18日及び2022年3月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式187,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

（1）	募集株式の種類及び数	当社普通株式 187,300株
（2）	募集株式の払込金額	1株につき476円
（3）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 54,279,540円（1株につき金289.80円）</u> <u>増加する資本準備金の額 54,279,540円（1株につき金289.80円）</u>
（4）	払込期日	2022年4月27日（水）

（注） 割当価格は、2022年3月16日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（579.60円）と同一であります。

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2022年 3 月
(第 1 回訂正分)

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を2022年 3 月 8 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2022年 2 月18日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集50,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2022年 3 月 7 日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し1,386,100株（引受人の買取引受による売出し1,198,800株・オーバーアロットメントによる売出し187,300株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 第3 その他の記載事項」及び「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

カラーページの訂正

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

<表内の数値の訂正>

「(1) 連結経営指標等」の「自己資本比率 (%)」の欄：

「第11期第3 四半期 2021年 9 月 23.2」を「第11期第3 四半期 2021年 9 月 23.1」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 12. 2021年12月 2 日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月 8 日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。また、当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月 10日付で普通株式 1 株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成24年 8 月21日付東証上審133号）に基づき、第 6 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第 6 期、第 7 期及び第 8 期の数値（1 株当たり配当額については全ての数値）については、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づくかがやき監査法人の監査を受けておりません。

(以下省略)

<グラフ内の数値の訂正>

「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）（単位：円）」の欄：

「第11期第3四半期累計期間（2021年9月期）12.87」を

「第11期第3四半期累計期間（2021年9月期）12.89」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注） 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。また、当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記では第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

（注） 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 上記とは別に、2022年2月18日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式187,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（注）2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

2022年3月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2022年3月7日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（476円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「26,775,000」を「23,800,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「14,490,000」を「13,685,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「26,775,000」を「23,800,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「14,490,000」を「13,685,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注） 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（560円～630円）の平均価格（595円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は29,750,000円となります。

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2」を「476」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、560円以上630円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年3月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額 (476円) 及び2022年3月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額 (476円) を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2022年3月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄:「28,980,000」を「27,370,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄:「21,980,000」を「20,370,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(560円～630円)の平均価格(595円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額20,370千円については、「1 新規発行株式」の(注) 3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限102,528千円と合わせた手取概算額合計上限122,898千円の全額を2022年12月期に、今後の事業の拡大のため、営業、システム開発、管理業務等の各分野で豊富な経験や専門知識を持った優秀な人材の確保に必要な人材採用費及び人件費に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「755,244,000」を「713,286,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「755,244,000」を「713,286,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(560円～630円)の平均価格(595円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「117,999,000」を「111,443,500」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「117,999,000」を「111,443,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

（注）5．売出価額の総額は、仮条件（560円～630円）の平均価格（595円）で算出した見込額であります。

6．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である刀禰真之介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年2月18日及び2022年3月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式187,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 187,300株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき476円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2022年4月27日（水）

（注） 割当価格は、2022年3月16日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1．の全文及び2．の番号削除

（以下省略）

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績等の状況の概要

② 経営成績の状況

第10期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

c. ITソリューション事業

当連結会計年度においては、Webマーケティング支援サービスに注力することで、大口の取引先を獲得する等、売上高が増加しております。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高88,016千円（前期比19.1%増）、セグメント損失4,872千円（前連結会計年度はセグメント利益19,025千円）となりました。

第11期第3四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

c. デジタルマーケティング事業

当第3四半期連結累計期間においては、Webマーケティング支援サービスに注力することで、大口の取引先を獲得する等、売上高が増加しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの業績は、売上高89,007千円、セグメント利益12,465千円となりました。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2022年2月



株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式26,775千円（見込額）の募集及び株式755,244千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式117,999千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年2月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

東京都港区赤坂3-16-11 東海赤坂ビル4階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

経営方針

当社グループは「ウェルビーイングのスタンダードを創る」というビジョンを掲げております。

当社グループが定義している「ウェルビーイング」とは、以下のとおりです。

**「毎日、楽しくて仕方がない」という気持ちで目が覚める。
信頼できる職場で一日を過ごし、満ち足りた気持ちで家に帰る。
やる気に満ち溢れ、自らだけではなくチームを奮い立たせ、
そして、信じるビジョンを達成する。**

多くの労働者は、限界まで働き、心や身体の健康を失って、初めて、「その重要性に気付く」ということが少なくなっているのではないかと考えます。

当社グループはメンタルヘルスの問題の解決を通じて、働く方々が健康問題で不幸に陥らない「心身の健康問題を考えることが身近になる世界」を実現したいと考えております。

当社グループでは、このビジョンのもと、企業にとって最適なメンタルヘルスクア体制をクラウドサービスを活用しながら構築運用し、多くの職場での従業員のメンタルヘルス問題に取り組み、解決の方策を探し続けていきたいと考えております。

事業の内容

当社グループは、当社(株式会社メンタルヘルステクノロジーズ)及び子会社である株式会社Avenir(以下、「Avenir」という)により構成されており、メンタルヘルスソリューション事業、メディカルキャリア支援事業及びデジタルマーケティング事業を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

(1)メンタルヘルスソリューション事業

メンタルヘルスソリューション事業において、メンタルヘルスクアサービス「ELPIS」の開発は当社が行っており、顧客へのサービス提供は子会社であるAvenirが行っております。当事業の売上高は2020年12月期においてグループ全体の売上高の77.9%を占めており、当社グループにおける主要な事業であります。

メンタルヘルスソリューション事業では、産業医及び保健師等による役務提供サービスと労働者の心身の健康管理に関する各種クラウド型サービス「ELPIS」をパッケージ化し、「産業医クラウド」の名称で提供しております。



昨今、精神疾患患者が増加し、ストレスチェック制度の義務化や、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下、「働き方改革関連法」という)の施行など、労働者の健康管理に対する社会的責任の重要性が増しており、企業はこれまで以上に従業員の心身の健康管理への配慮が必要となっております。また、2020年以降は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅勤務を採用する企業が増加し、労働者の働き方に大きな変化が生じております。

産業医が行う業務(以下、「産業医業務」という)はこれまで、危険有害業務に従事する労働者の労働環境整備や、生活習慣病の予防等、主に身体の健康管理への助言や指導が中心でした。しかしながら、近時においては、そうした業務に加え、職場におけるメンタルヘルスに起因する疾病予防についても重要視されるようになり、新たに新型コロナウイルスの感染防止対策が加わったことで、産業医が対処すべき業務の範囲も大きく変化しております。このような環境の変化に対応できない産業医と契約する企業においては、「安全配慮義務を尽くして労働者を災害から守る」という雇用者としての義務を十分に果たせていない可能性がある状況と考えております。

企業にとっても、労働者の心身の健康管理に積極的な関与が必要であることは認識しているものの、産業保健業務に従事する専門職の雇用や、EAPサービス(心身に不調を来す従業員のケアを目的とした従業員支援プログラム)の導入には、多額の費用が必要となることや、健康経営を推進する上で必要な専門知識を有する社員が組織内に不在であること等の理由から、実施のハードルは非常に高いものとなっております。このため、メンタルヘルスに起因する疾病予防対策は、大手企業や一部の優良企業のための導入にとどまるといった課題がありました。

また、労働安全衛生法では、50名以上の労働者を使用する事業場においては、産業医の選任が義務づけられており、法令違反に対しては刑事罰も含めて罰則が設けられております。したがって、産業医と契約している企業は少なくないものの、産業医の役務提供の品質について客観的に評価できる企業はそう多くはないことや人事部門の人材不足といった要因から、結果的に産業医の業務が形骸化している状況も多くみられます。

そこで当社は、このような課題に対応すべく、「産業医クラウド」を開発しました。

「産業医クラウド」とは、従来産業医が行っていた産業医業務を整理し、産業医のみが実施できる業務と保健師等の産業医以外の専門家やスタッフ、及びクラウドサービスに置き換え可能な業務に切り分け、企業における産業医業務に係る事務負担とコストを引き下げつつ従業員の健康管理の質を高めるというサービスです。

このサービスの中では、産業医しかできない部分についてはAvenirと嘱託産業医サービス業務委託契約を結んだ産業医が役務提供を行い、それ以外の代替可能な部分は保健師・看護師、及びAvenirのスタッフが役務を提供しております。また、クラウドサービス「ELPIS」によって代替・充実できる業務もあり、これまで対応が難しかった従業員のメンタルヘルスケアを従来よりも低コストで実施できるようにしました。

各サービスの主な内容は下記のとおりです。

①役務提供サービス

役務提供サービスでは、従来産業医が行っていた業務を整理し、産業医のみが実施できる業務と保健師等の産業医以外の専門家により実施できる業務に切り分けました。それに加え、Avenirのスタッフによる事務手続代行サービス等を提供することにより、企業の産業医業務に係る事務負担の軽減を可能にしました。

主要サービス	主要サービスの内容
産業医の役務提供	産業医による健康管理指導等の業務
保健師・看護師の役務提供	保健師又は看護師による従業員等への健康管理指導等の補助業務
健康管理スタッフ	Avenirのスタッフによるコンサルティングや事務手続代行

役務提供を行う産業医は、産業医の認定資格を保有している医師の中から当社グループ独自の基準で選定しております。

事業会社へ紹介したのちも、適切な期間で再評価を行い、契約変更を行うなどの対応をとっております。さらに、産業医に対して定期的に情報共有を行い、レベルアップができるようサポートしております。

②メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」

メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」は、当社が開発したクラウドサービスです。Avenirが役務提供サービスと共に「産業医クラウド」の名称で顧客へ提供しております。

主なサービス内容は以下のとおりです。

a. カウンセリングサービス



ELPIS-ケアーズLite

精神科医、小児科医、心療内科医によるメールカウンセリング

ハラスメント ホットライン



ELPIS-ハラスメントホットライン

人事労務専門の社労士へのメール相談窓口



ELPIS-メンタルクラウド

精神科医によるオンライン産業医面談

b. マネジメントサービス



ELPIS-eラーニング

従業員のヘルスリテラシー向上を目的としたeラーニングツール

健康経営 コンサルティング



ELPIS-健康経営コンサルティング

健康経営推進に関する助言業務



ELPIS-健康要約チャンネル

ヘルスリテラシー向上を目的としたアニメーション動画の配信

ヘルスウェビナー



ELPIS-ヘルスウェビナー

主に人事担当者へのヘルスリテラシー向上を目的としたWEBセミナー



ELPIS-ワーカーズコンディショナー

従業員の健康増進を目的とした健康関連動画の配信

c. リスククラウドサービス

ストレスチェック



ELPIS-ストレスチェック

労働安全衛生法に基づく、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査ツール

メンタルチェック



ELPIS-メンタルチェック

採用候補者のメンタルリスクの可視化ツール



ELPIS
メンタルアラート

ELPIS-メンタルアラート

従業員のメンタルリスク可視化ツール

健診クラウド



ELPIS-健診クラウド

定期健康診断のデータ管理サービス

「産業医クラウド」においては、Avenirと嘱託産業医サービス業務委託契約を締結した顧客企業がAvenirへ月額顧問料等を支払う契約となっております。その中から、役務提供サービスに関してAvenirが医師・保健師(当社社員ではない場合)等へ稼働状況に応じた業務委託料を支払います。「ELPIS」に関しては、顧客企業の規模(利用数)に応じた月額課金制となっております。

(2) メディカルキャリア支援事業

メディカルキャリア支援事業は、子会社であるAvenirが職業安定法に基づいて行う有料職業紹介事業であり、主に医師を医療機関に紹介する採用支援サービスを行っております。

医師の転職市場においては、医師は都市部に集中する傾向があり、地方病院においては医師や看護師等の確保は大きな課題です。そのため、紹介手数料は都市部より高くなる傾向があることから、Avenirは地方医療機関との接触を増やすことにより、売上拡大を目指しております。

当事業においては、常勤医師の場合は医師が医療機関へ入職した時点で医療機関からの紹介料が発生する契約となっており、非常勤医師の場合は入職時にその年の想定稼働時間に応じて紹介料を頂く場合と、実際に勤務した時点で紹介料が発生する場合の2パターンがあります。

(3) デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業は、当社が行っており、医学会向けサービス、Webマーケティング支援サービスを提供しております。

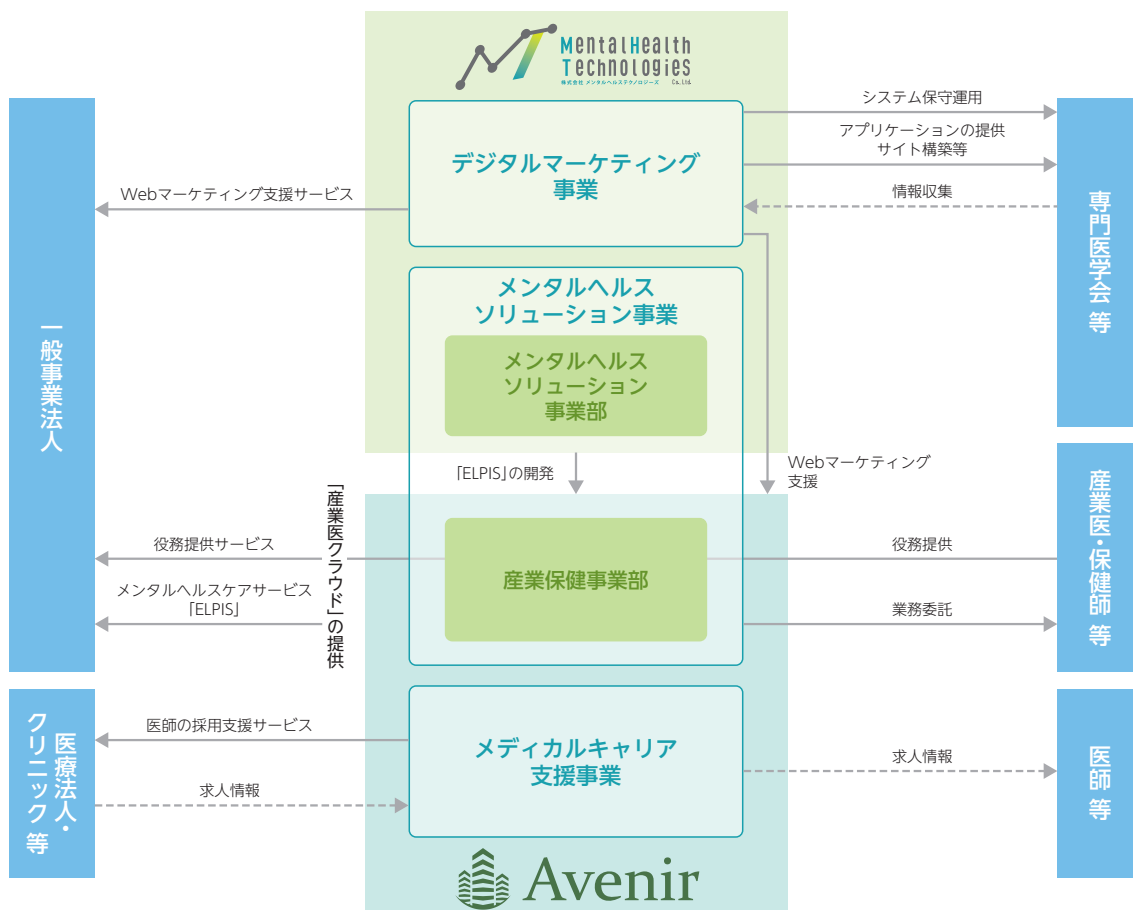
※2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

主なサービスの内容は下記のとおりです。

主要サービス	主要サービスの内容
医学会向けサービス	- 株式会社杏林舎と提携した医学会専門電子書籍[KaLib]及び日本医師会の「日医Lib」のシステム保守運用 - 医学会向けのアプリケーションの提供、サイト構築
一般企業向け Webマーケティング 支援サービス	- Webサイト制作受託業務 - Webサイト保守代行サービス - デジタルマーケティング支援業務 Webサイトや運用型広告などのデジタルメディアを活用した見込み顧客の獲得に関するサポート及びコンサルティングサービス

医学会向け及び一般企業向けの保守運用サービスに関しては、導入費用と月額利用料が当社の収益となっており、その他については作業内容に応じて個別に料金を決定しております。

④ 連結事業系統図



業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回 次 決 算 年 月	第6期 2016年12月	第7期 2017年12月	第8期 2018年12月	第9期 2019年12月	第10期 2020年12月	第11期 第3四半期 2021年9月
(1)連結経営指標等						
売上高				646,306	947,040	1,003,942
経常利益又は経常損失(△)				△225,625	△147,621	120,006
親会社株主に帰属する当期純損失(△)又は親会社株主に帰属する四半期純利益				△226,205	△149,056	114,683
包括利益又は四半期包括利益				△226,205	△149,056	114,683
純資産額				46,742	△2,314	116,868
総資産額				227,765	374,447	503,480
1株当たり純資産額 (円)				△51.53	△67.31	—
1株当たり当期純損失金額(△)又は1株当たり四半期純利益金額 (円)				△27.42	△17.04	12.89
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				20.5	—	23.2
自己資本利益率 (%)				—	—	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				△166,204	△119,724	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△2,965	△642	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				116,101	203,129	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				106,046	188,808	—
従業員数 (人)				51	44	—
(外、平均臨時雇用者数)				(1)	(1)	(—)

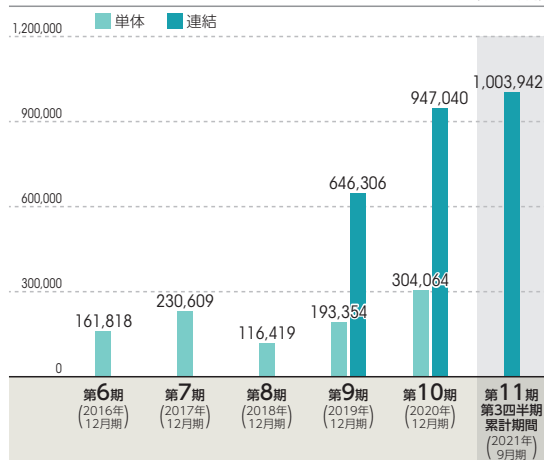
(2)提出会社の経営指標等						
売上高	161,818	230,609	116,419	193,354	304,064	
経常利益又は経常損失(△)	1,021	△137,448	△135,136	△78,079	1,460	
当期純利益又は当期純損失(△)	1,072	△138,619	△135,426	△78,369	316	
資本金	121,050	201,000	295,725	365,750	415,750	
発行済株式総数 (株)	3,151	3,684	4,105	4,295	4,395	
うち普通株式	3,151	3,151	3,151	3,201	3,201	
うちA種優先株式	—	533	533	533	533	
うちB種優先株式	—	—	421	421	421	
うちC種優先株式	—	—	—	140	240	
純資産額	213,953	235,233	289,257	350,937	451,253	
総資産額	282,457	323,389	407,835	475,117	721,957	
1株当たり純資産額 (円)	67,900.12	20,448.87	△14,638.96	△16.11	△15.71	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—	
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	347.96	△40,782.47	△36,075.27	△9.50	0.04	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	75.7	72.7	70.9	73.9	62.5	
自己資本利益率 (%)	0.6	—	—	—	0.1	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	
従業員数 (人)	8	12	12	18	13	
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	

- (注) 1. 消費税等の会計処理において、第6期、第7期及び第8期は税込みの金額であり、第9期、第10期及び第11期第3四半期は税抜き金額であります。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 連結経営指標等の第10期の自己資本比率については、債務超過であるため記載しておりません。
5. 連結経営指標等の第9期及び第10期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、また提出会社の経営指標等の第7期、第8期及び第9期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト等)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
8. 第9期及び第10期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、かがやき監査法人の監査を受けております。また、第11期第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、かがやき監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第8期以前の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくかがやき監査法人の監査を受けておりません。
9. 当社は、1株当たり純資産の算定に当たっては、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しており、1株当たり当期純損失金額(△)又は1株当たり当期(四半期)純利益金額の算定に当たっては、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、期中平均株式数には種類株式を含めております。
10. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る定款の定めを廃止いたしました。
11. 当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第9期及び第10期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
12. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。また、当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について「平成24年8月21日付東証上審133号」に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくかがやき監査法人の監査を受けておりません。

回 次 決 算 年 月	第6期 2016年12月	第7期 2017年12月	第8期 2018年12月	第9期 2019年12月	第10期 2020年12月
1株当たり純資産額 (円)	33.95	10.22	△7.32	△16.11	△15.71
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	0.17	△20.39	△18.04	△9.50	0.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

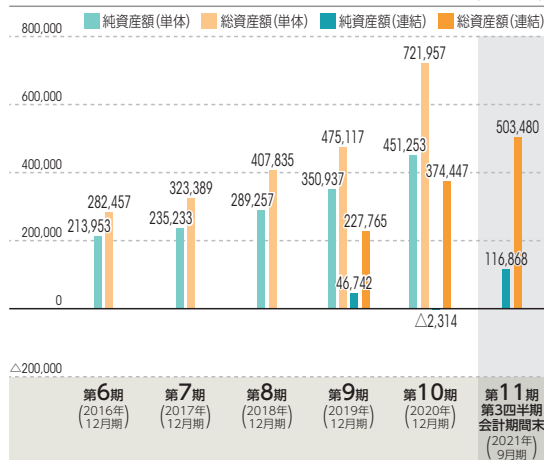
売上高

(単位:千円)



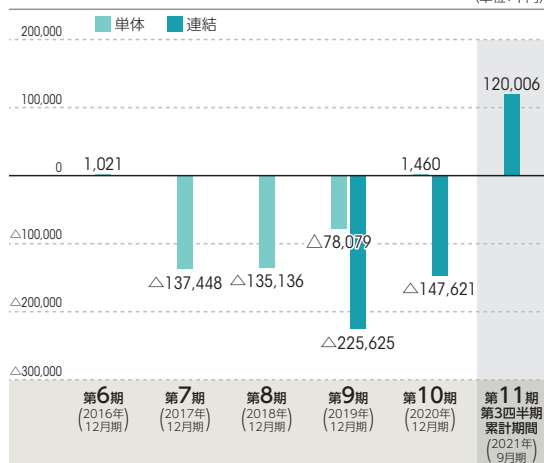
純資産額／総資産額

(単位:千円)



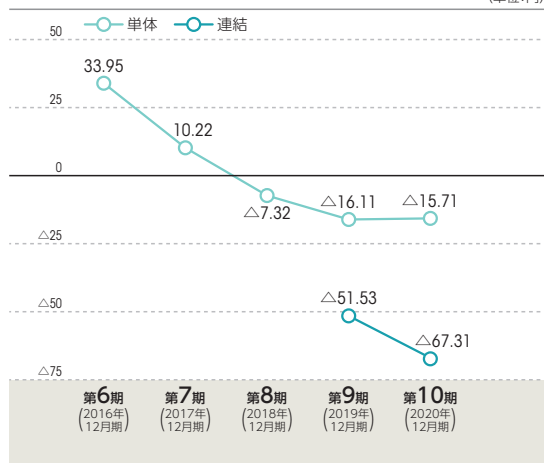
経常利益又は経常損失(△)

(単位:千円)



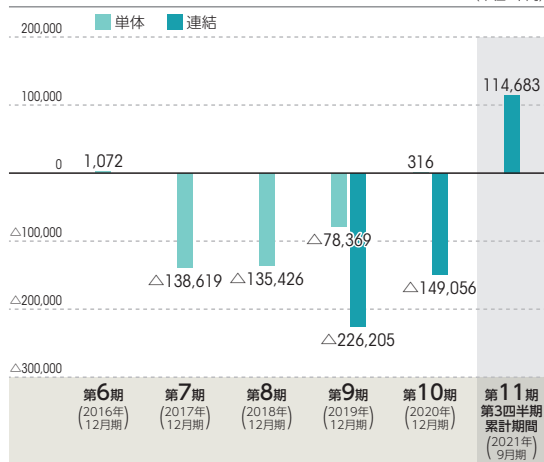
1株当たり純資産額

(単位:円)



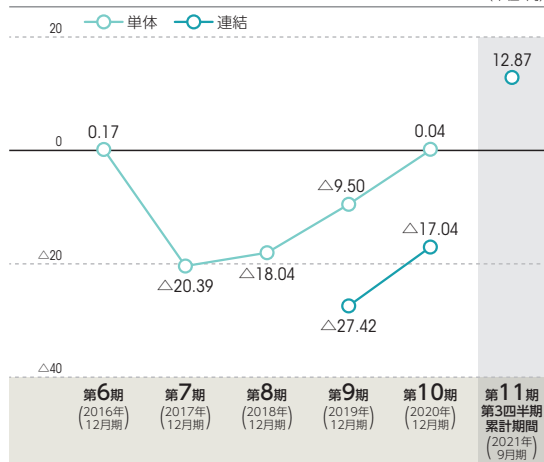
親会社株主に帰属する当期純損失(△)又は親会社株主に帰属する四半期純利益／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位:円)



(注) 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。また、当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記では第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	11
募集又は売出しに関する特別記載事項	12
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	17
3. 事業の内容	18
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	23
第2 事業の状況	24
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
2. 事業等のリスク	27
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
4. 経営上の重要な契約等	40
5. 研究開発活動	40
第3 設備の状況	41
1. 設備投資等の概要	41
2. 主要な設備の状況	41
3. 設備の新設、除却等の計画	41
第4 提出会社の状況	42
1. 株式等の状況	42
2. 自己株式の取得等の状況	59
3. 配当政策	60
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	61

第5	経理の状況	75
1.	連結財務諸表等	76
(1)	連結財務諸表	76
(2)	その他	124
2.	財務諸表等	152
(1)	財務諸表	152
(2)	主な資産及び負債の内容	162
(3)	その他	162
第6	提出会社の株式事務の概要	163
第7	提出会社の参考情報	165
1.	提出会社の親会社等の情報	165
2.	その他の参考情報	165
第四部	株式公開情報	166
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	166
第2	第三者割当等の概況	170
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	170
2.	取得者の概況	172
3.	取得者の株式等の移動状況	174
第3	株主の状況	177
	〔監査報告書〕	181

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月18日
【会社名】	株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
【英訳名】	Mental Health Technologies Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 刀禰 真之介
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂3-16-11 東海赤坂ビル4階
【電話番号】	03-6277-6595
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 山田 真弘
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂3-16-11 東海赤坂ビル4階
【電話番号】	03-6277-6595
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 山田 真弘
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 26,775,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 755,244,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 117,999,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は、100株であります。

（注） 1．2022年2月18日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2022年3月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4．上記とは別に、2022年2月18日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式187,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2022年3月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2022年3月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	26,775,000	14,490,000
計（総発行株式）	50,000	26,775,000	14,490,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2022年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（630円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は31,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年3月17日 (木) 至 2022年3月23日 (水)	未定 (注) 4	2022年3月25日 (金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2022年3月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年3月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2022年3月7日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2022年3月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2022年2月18日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2022年3月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2022年3月28日(月) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2022年3月9日から2022年3月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿中央支店	東京都新宿区新宿三丁目4番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2022年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 引受株式数については2022年3月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2022年3月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
28,980,000	7,000,000	21,980,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(630円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額21,980千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限108,559千円と合わせた手取概算額合計上限130,539千円の全額を2022年12月期に、今後の事業の拡大のため、営業、システム開発、管理業務等の各分野で豊富な経験や専門知識を持った優秀な人材の確保に必要な人材採用費及び人件費に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年3月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,198,800	755,244,000	東京都文京区本郷四丁目1番4号 Design Placeα 8F ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合 358,400株 東京都港区 刀禰真之介 200,000株 東京都千代田区 和田洋 170,000株 東京都渋谷区広尾三丁目14番17号402 株式会社H&Pコンサルティング 124,000株 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番12号 新大宗ビル3号館531号 Skyland Ventures 1号投資事業有限責任組合 80,000株 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー19階 INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合 80,000株 東京都港区虎ノ門三丁目1番1号 虎の門三丁目ビルディング5階 ITbook株式会社 60,000株 東京都北区西ヶ原三丁目46番10号 株式会社杏林舎 30,000株 東京都台東区柳橋一丁目8番5号 藤浜有限会社 30,000株 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックスベンチャーズ株式会社 26,400株

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				東京都葛飾区 山田真弘 20,000株 岐阜県可児市 佐藤敬幸 20,000株
計 （総売出株式）	—	1,198,800	755,244,000	—

（注） 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（630円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1） 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 3月17日 (木) 至 2022年 3月23日 (水)	100	未定 (注) 2	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目 5 番 1 号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号 野村証券株式会社 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目 7 番 1 号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目 3 番 1 号 S M B C 日興証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号 東洋証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 3 番10号 水戸証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目 8 番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目 4 番 7 号 極東証券株式会社 東京都港区南青山二丁目 6 番21号 楽天証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4 番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の (注) 1
と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2022年3月16日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 （2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	187,300	117,999,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 187,300株
計 (総売出株式)	—	187,300	117,999,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式187,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（630円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2022年 3月17日(木) 至 2022年 3月23日(水)	100	未定 (注) 1	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（２）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である刀禰真之介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式187,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 187,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	2022年4月27日（水）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2022年3月7日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2022年3月16日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2022年3月28日から2022年4月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である刀禰真之介、売出人である山田真弘、佐藤敬幸、株式会社杏林舎、株式会社H&Pコンサルティング、藤浜有限会社並びに当社株主である中村幸雄、三宅琢、STONE株式会社、合同会社ふくり、株式会社ユビキタスAIコーポレーション、株式会社MS-Japan、KKキャピタル株式会社、合同会社HS、合同会社セ・ラムール、株式会社吉村産業医事務所及び当社新株予約権者である松本裕介、渡邊隆久、萩原耕一郎、新井直幸、佐藤義仁、西上祐一、大島基予子、牧野由佳、栗賀智史、西尾明哲、須永知久、小松佐知子、藤村繰果、梅藤朝葉、舍川美咲、前場柚花、田中敦史、佐野直樹、栗原祐子、上田華子、小池健斗、佐藤純は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年9月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合、Skyland Ventures 1号投資事業有限責任組合、INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合、マネックスベンチャーズ株式会社並びに当社株主である株式会社Orchestra Investment、株式会社ベクトル、株式会社エアトリ、Aflac Ventures LLC、三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合、FPステップアップ支援投資事業有限責任組合、みずほ成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2022年6月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年9月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2022年2月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期
決算年月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	646,306	947,040
経常損失 (△) (千円)	△225,625	△147,621
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△226,205	△149,056
包括利益 (千円)	△226,205	△149,056
純資産額 (千円)	46,742	△2,314
総資産額 (千円)	227,765	374,447
1株当たり純資産額 (円)	△51.53	△67.31
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△27.42	△17.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	20.5	—
自己資本利益率 (%)	—	—
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△166,204	△119,724
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,965	△642
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	116,101	203,129
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	106,046	188,808
従業員数 (人)	51	44
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期において、将来的な事業拡大のために収益を上回る規模での人件費、販売管理費等の先行投資を行ったため、経常損失、当期純損失、債務超過が生じており、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。また、第10期の自己資本比率については、債務超過であるため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト等）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

7. 第9期及び第10期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、かがやき監査法人の監査を受けております。

8. 当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第9期及び第10期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

9. 当社は、1株当たり純資産額の算定に当たっては、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。また、1株当たり当期純損失金額（△）の算定に当たっては、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、期中平均株式数には種類株式を含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	161,818	230,609	116,419	193,354	304,064
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	1,021	△137,448	△135,136	△78,079	1,460
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	1,072	△138,619	△135,426	△78,369	316
資本金 (千円)	121,050	201,000	295,725	365,750	415,750
発行済株式総数 (株)	3,151	3,684	4,105	4,295	4,395
うち普通株式 (株)	3,151	3,151	3,151	3,201	3,201
うちA種優先株式 (株)	—	533	533	533	533
うちB種優先株式 (株)	—	—	421	421	421
うちC種優先株式 (株)	—	—	—	140	240
純資産額 (千円)	213,953	235,233	289,257	350,937	451,253
総資産額 (千円)	282,457	323,389	407,835	475,117	721,957
1株当たり純資産額 (円)	67,900.12	20,448.87	△14,638.96	△16.11	△15.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	347.96	△40,782.47	△36,075.27	△9.50	0.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	75.7	72.7	70.9	73.9	62.5
自己資本利益率 (%)	0.6	—	—	—	0.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (1)	12 (1)	12 (1)	18 (1)	13 (1)

- (注) 1. 消費税等の会計処理において、第6期、第7期及び第8期は税込みの金額であり、第9期及び第10期は税抜き
きの金額であります。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であ
り、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第7期、第8期及び第9期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりませ
ん。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト等）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載し
ております。
7. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38
年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、かがやき
監査法人の監査を受けております。なお、第8期以前については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第
13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく
かがやき監査法人の監査を受けておりません。
8. 当社は、1株当たり純資産額の算定に当たっては、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対する
残余財産の分配額を控除して算定しております。また、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損
失金額（△）の算定に当たっては、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等

の株式」として取り扱っていることから、期中平均株式数には種類株式を含めております。

9. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る定款の定めを廃止いたしました。
10. 当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第9期及び第10期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
11. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。また、当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、金融証券取引法第193条の2第1項の規定に基づくかがやき監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
1株当たり純資産額 (円)	33.95	10.22	△7.32	△16.11	△15.71
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	0.17	△20.39	△18.04	△9.50	0.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)

2【沿革】

当社は、「幸せをリデザインする」というミッションを掲げて、医療健康問題の解決を図るべく医学系のスマートフォンアプリ、ウェブ制作、ウェブマーケティングを展開する現在のデジタルマーケティング事業を目的に、東京都千代田区に現在の株式会社メンタルヘルステクノロジーズの前身となる株式会社Miewを創業しました。その後、2014年にはMiew System Service株式会社（現株式会社Avenir）を子会社化し、2016年2月に当該子会社を株式会社Avenirと社名変更し、メディカルキャリア支援サービス、産業医サービスの事業に着手しました。2018年8月には、事業ドメインの明確化を目的とし、株式会社Miewを株式会社メンタルヘルステクノロジーズと社名変更し、株式会社Avenirにおいて、「産業医クラウド」を顧客に提供しております。株式会社Miew設立以後の当社グループに係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2011年3月	東京都千代田区にITソリューション事業（現 デジタルマーケティング事業）を行う株式会社Miew（現 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ）を創業
2011年7月	医学会向け電子書籍である「KaLib」リリース
2012年1月	本社を東京都品川区に移転
2012年7月	日本肺癌学会、日本産婦人科学会で「KaLib」採用
2013年1月	株式会社杏林舎と「KaLib」広告枠の販売代理店契約を締結
2014年1月	クリニック向けITサービスの共同展開を目的として、株式譲受により、キズケアネット株式会社の株式を76.47%取得（子会社化）し、Miew System Service株式会社に社名変更（現株式会社Avenir）
2015年3月	本社を東京都港区に移転
2015年3月	抄録アプリ「eSHOROKU」リリース 日本医学総会で採用
2015年7月	学術大会サイトパッケージ「スマートパック」リリース
2015年9月	学術大会/コンベンション用「参加登録システム」リリース
2016年2月	メンタルヘルスソリューション事業の開始に伴い、Miew System Service株式会社を株式会社Avenirに社名変更
2016年4月	株式会社Avenirにて、医師のキャリア支援（メディカルキャリア支援）事業を開始
2016年5月	株式会社Avenirにて、産業医サービスとして産業医紹介センターをリリース
2017年1月	株式会社Avenirの全株式を取得し、100%子会社化
2017年3月	医師向けマーケティング開始
2017年4月	株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアと産業医分野で業務提携
2018年8月	株式会社Miewから株式会社メンタルヘルステクノロジーズに社名変更
2018年8月	医療法人社団進興会と産業保健分野での提携開始
2018年10月	メンタルヘルスソリューションELPIS-Eラーニング リリース
2018年11月	メンタルヘルスソリューションELPIS-ケアーズLite リリース
2019年6月	医療機関特化型ELIPS-オンラインカウンセリング リリース
2019年10月	ELPIS-メンタルチェック リリース
2020年5月	ELPIS-メンタルアラート（AI版）リリース
2020年9月	ELPIS-ストレスチェック リリース
2021年1月	ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へ改称
2021年2月	健康管理室（注）の立ち上げ、運用をサポートするアウトソーシングサービスの提供開始

（注）健康管理室：社員の健康管理業務全般を担う機能。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社メンタルヘルステクノロジーズ）及び子会社である株式会社Avenir（以下、「Avenir」という）により構成されており、メンタルヘルスソリューション事業、メディカルキャリア支援事業及びデジタルマーケティング事業を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、当社グループの事業区分である次の3事業は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であり、2020年12月期のセグメント別売上高の構成比率は以下のとおりであります。

メンタルヘルスソリューション事業 77.9%

メディカルキャリア支援事業 12.8%

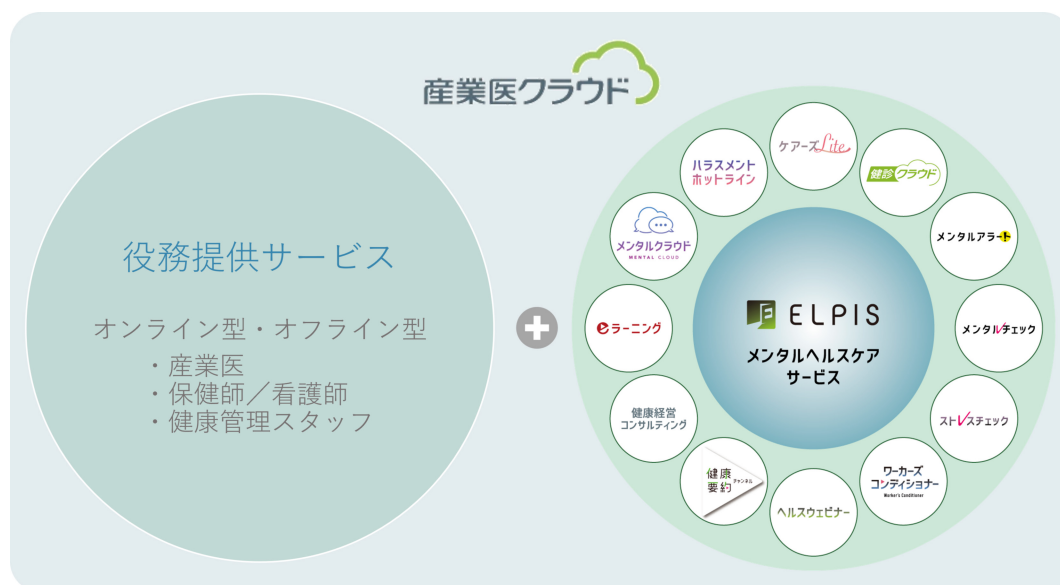
デジタルマーケティング事業 9.3%

※2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

（1）メンタルヘルスソリューション事業

メンタルヘルスソリューション事業において、メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」の開発は当社が行っており、顧客へのサービス提供は子会社であるAvenirが行っております。当事業の売上高は2020年12月期においてグループ全体の売上高の77.9%を占めており、当社グループにおける主要な事業であります。

メンタルヘルスソリューション事業では、産業医及び保健師等による役務提供サービスと労働者の心身の健康管理に関する各種クラウド型サービス「ELPIS」をパッケージ化し、「産業医クラウド」の名称で提供しております。



昨今、精神疾患患者が増加し、ストレスチェック制度の義務化や、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」という）の施行など、労働者の健康管理に対する社会的責任の重要性が増しており、企業はこれまで以上に従業員の心身の健康管理への配慮が必要となっております。また、2020年以降は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅勤務を採用する企業が増加し、労働者の働き方に大きな変化が生じております。

産業医が行う業務（以下、「産業医業務」という）はこれまで、危険有害業務に従事する労働者の労働環境整備や、生活習慣病の予防等、主に身体健康管理への助言や指導が中心でした。しかしながら、近時においては、そうした業務に加え、職場におけるメンタルヘルスに起因する疾病予防についても重要視されるようになり、新たに新型コロナウイルスの感染防止対策が加わったことで、産業医が対処すべき業務の範囲も大きく変化しております。このような環境の変化に対応できない産業医と契約する企業においては、「安全配慮義務を尽くして労働者を災害から守る」という雇用者としての義務を十分に果たせていない可能性がある状況と考えております。

企業にとっても、労働者の心身の健康管理に積極的な関与が必要であることは認識しているものの、産業保健業務に従事する専門職の雇用や、EAPサービス（心身に不調を来す従業員のケアを目的とした従業員支援プログラム）の導入には、多額の費用が必要となることや、健康経営を推進する上で必要な専門知識を有する社員が組織内に不在であること等の理由から、実施のハードルは非常に高いものとなっております。このため、メンタルヘルスに起因する疾病予防対策は、大手企業や一部の優良企業のための導入にとどまるといった課題がありました。

また、労働安全衛生法では、50名以上の労働者を使用する事業場においては、産業医の選任が義務づけられてお

り、法令違反に対しては刑事罰も含めて罰則が設けられております。したがって、産業医と契約している企業は少ないものの、産業医の役務提供の品質について客観的に評価できる企業はそう多くはないことや人事部門の人材不足といった要因から、結果的に産業医の業務が形骸化している状況も多くみられます。

そこで当社は、このような課題に対応すべく、「産業医クラウド」を開発しました。

「産業医クラウド」とは、従来産業医が行っていた産業医業務を整理し、産業医のみが実施できる業務と保健師等の産業医以外の専門家やスタッフ、及びクラウドサービスに置き換え可能な業務に切り分け、企業における産業医業務に係る事務負担とコストを引き下げつつ従業員の健康管理の質を高めるというサービスです。

このサービスの中では、産業医にしかできない部分についてはAvenirと嘱託産業医サービス業務委託契約を結んだ産業医が役務提供を行い、それ以外の代替可能な部分は保健師・看護師、及びAvenirのスタッフが役務を提供しております。また、クラウドサービス「ELPIS」によって代替・充実できる業務もあり、これまで対応が難しかった従業員のメンタルヘルスクエアを従来よりも低コストで実施できるようにしました。

各サービスの主な内容は下記のとおりです。

① 役務提供サービス

役務提供サービスでは、従来産業医が行っていた業務を整理し、産業医のみが実施できる業務と保健師等の産業医以外の専門家により実施できる業務に切り分けました。それに加え、Avenirのスタッフによる事務手続代行サービス等を提供することにより、企業の産業医業務に係る事務負担の軽減を可能にしました。

主要サービス	主要サービスの内容
産業医の役務提供	産業医による健康管理指導等の業務
保健師・看護師の役務提供	保健師又は看護師による従業員等への健康管理指導等の補助業務
健康管理スタッフ	Avenirのスタッフによるコンサルティングや事務手続代行

役務提供を行う産業医は、産業医の認定資格を保有している医師の中から当社グループ独自の基準で選定しております。

事業会社へ紹介したのちも、適切な期間で再評価を行い、契約変更を行うなどの対応をとっております。さらに、産業医に対して定期的に情報共有を行い、レベルアップができるようサポートしております。

② メンタルヘルスクエアサービス「ELPIS」

メンタルヘルスクエアサービス「ELPIS」は、当社が開発したクラウドサービスです。Avenirが役務提供サービスと共に「産業医クラウド」の名称で顧客へ提供しております。

主なサービス内容は以下のとおりです。

a. カウンセリングサービス

主要サービス	主要サービスの内容
ELPIS-ケアーズLite	精神科医、小児科医、心療内科医によるメールカウンセリング
ELPIS-ハラスメント ホットライン	人事労務専門の社労士へのメール相談窓口
ELPIS-メンタルクラウド	精神科医によるオンライン産業医面談

b. マネジメントサービス

主要サービス	主要サービスの内容
ELPIS- eラーニング	従業員のヘルスリテラシー向上を目的としたeラーニングツール
ELPIS-健康経営 コンサルティング	健康経営推進に関する助言業務
ELPIS- 健康要約チャンネル	ヘルスリテラシー向上を目的としたアニメーション動画の配信
ELPIS-ヘルスウェビナー	主に人事担当者へのヘルスリテラシー向上を目的としたWEBセミナー
ELPIS-ワーカーズ コンディショナー	従業員の健康増進を目的とした健康関連動画の配信

c. リスククラウドサービス

主要サービス	主要サービスの内容
ELPIS-ストレスチェック	労働安全衛生法に基づく、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査ツール
ELPIS-メンタルチェック	採用候補者のメンタルリスクの可視化ツール
ELPIS-メンタルアラート	従業員のメンタルリスク可視化ツール
ELPIS-健診クラウド	定期健康診断のデータ管理サービス

「産業医クラウド」においては、Avenirと嘱託産業医サービス業務委託契約を締結した顧客企業がAvenirへ月額顧問料等を支払う契約となっております。その中から、役務提供サービスに関してAvenirが医師・保健師（当社社員ではない場合）等へ稼働状況に応じた業務委託料を支払います。「ELPIS」に関しては、顧客企業の規模（利用数）に応じた月額課金制となっております。

（2）メディカルキャリア支援事業

メディカルキャリア支援事業は、子会社であるAvenirが職業安定法に基づいて行う有料職業紹介事業であり、主に医師を医療機関に紹介する採用支援サービスを行っております。

医師の転職市場においては、医師は都市部に集中する傾向があり、地方病院においては医師や看護師等の確保は大きな課題です。そのため、紹介手数料は都市部より高くなる傾向があることから、Avenirは地方医療機関との接触を増やすことにより、売上拡大を目指しております。

当事業においては、常勤医師の場合は医師が医療機関へ入職した時点で医療機関からの紹介料が発生する契約となっており、非常勤医師の場合は入職時にその年の想定稼働時間に応じて紹介料を頂く場合と、実際に勤務した時点で紹介料が発生する場合の2パターンがあります。

（3）デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業は、当社が行っており、医学会向けサービス、Webマーケティング支援サービスを提供しております。

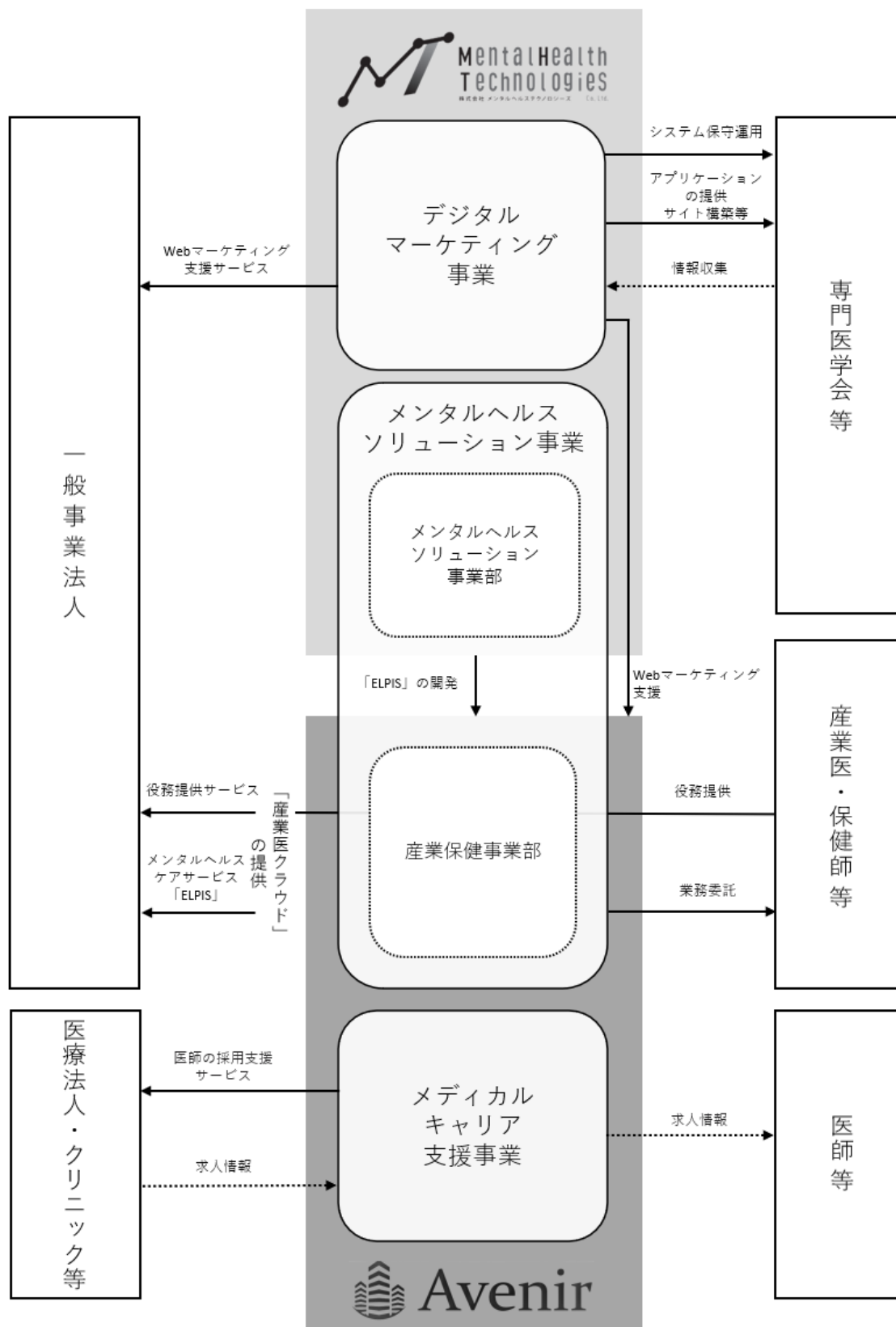
※2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

主なサービスの内容は下記のとおりです。

主要サービス	主要サービスの内容
医学会向けサービス	- 株式会社杏林舎と提携した医学会専門電子書籍「KaLib」及び日本医師会の「日医Lib」のシステム保守運用 - 医学会向けのアプリケーションの提供、サイト構築
一般企業向け Webマーケティング 支援サービス	- Webサイト制作受託業務 - Webサイト保守代行サービス - デジタルマーケティング支援業務 Webサイトや運用型広告などのデジタルメディアを活用した見込み顧客の獲得に関するサポート及びコンサルティングサービス

医学会向け及び一般企業向けの保守運用サービスに関しては、導入費用と月額利用料が当社の収益となっております、その他については作業内容に応じて個別に料金を決定しております。

[連結事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Avenir	東京都港区	60,000	メンタルヘルスソリューション事業 メディカルキャリア支援事業	100	当社役員2名が子会社役員を兼務 経営管理業務の受託 経営指導料の受取 産業保健業務の委託 サービス開発の受託 マーケティング業務の受託

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 債務超過会社で債務超過の額は2020年12月末時点で340,297千円となっております。
4. 有価証券届出書又は有価証券報告書は提出しておりません。
5. 株式会社Avenirについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	853,060千円	(2020年12月期)
	(2) 経常損失	△149,082千円	
	(3) 当期純損失	△149,372千円	
	(4) 純資産額	△340,297千円	
	(5) 総資産額	220,130千円	

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
メンタルヘルスソリューション事業	32	(6)
メディカルキャリア支援事業	9	(0)
デジタルマーケティング事業	8	(0)
報告セグメント計	49	(6)
全社（共通）	10	(1)
合計	59	(7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト等）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 2020年12月末の従業員数44名から15名増加しております。これは主に、業容拡大のため、特にメンタルヘルスソリューション事業の人員が増加したものであります。
4. 2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

(2) 提出会社の状況

2022年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
17 (1)	37.23	2.91	4,781,013

セグメントの名称	従業員数（人）	
メンタルヘルスソリューション事業	1	(0)
デジタルマーケティング事業	8	(0)
報告セグメント計	9	(0)
全社（共通）	8	(1)
合計	17	(1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト等）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

※2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

（1）経営方針

当社グループは「ウェルビーイングのスタンダードを創る」というビジョンを掲げております。

当社グループが定義している「ウェルビーイング」とは、以下のとおりです。

「毎日、楽しくて仕方がない」という気持ちで目が覚める。

信頼できる職場で一日を過ごし、満ち足りた気持ちで家に帰る。

やる気に満ち溢れ、自らだけではなくチームを奮い立たせ、そして、信じるビジョンを達成する。

多くの労働者は、限界まで働き、心や身体の健康を失って、初めて、「その重要性に気付く」ということが少なくないのではないかと考えます。

当社グループはメンタルヘルスの問題の解決を通じて、働く人々が健康問題で不幸に陥らない「心身の健康問題を考えることが身近になる世界」を実現したいと考えております。

当社グループでは、このビジョンのもと、企業にとって最適なメンタルヘルスケア体制をクラウドサービスを活用しながら構築運用し、多くの職場における従業員のメンタルヘルス問題に取り組み、解決の方策を探し続けていきたいと考えております。

（2）経営戦略及び市場戦略等

①メンタルヘルスソリューション事業の成長戦略

当社グループでは、中核事業であるメンタルヘルスソリューション事業の成長のため、以下の戦略をとっております。

i. 売上高に占めるエンタープライズの比率向上

当社グループでは、従業員1,000名以上かつ「産業医クラウド」の売上高月額20万円以上（見込を含む）の企業（グループ）を「エンタープライズ」と定義しております。エンタープライズは一件当たり売上金額が大きく、MRR（月次經常収益）の増加に大きく貢献するため、売上全体におけるエンタープライズの比率向上を目指しております。

2021年12月末現在で、1,000人以上の従業員の顧客企業数は当社の総契約件数中8.7%の96グループであります。

ii. エンタープライズの一顧客グループ当たり単価の向上

エンタープライズは、従業員に比例して取引金額が大きいこと、ニーズが多様であること、グループ全体の労働安全衛生の対応等から、単価向上が見込みやすい顧客グループです。エンタープライズは、下記「（4）経営環境」で述べているように、産業医業務の「形式運用」から職場のメンタルヘルスケア対応にかかる「課題解決型運用」への道を模索している先が多く、当社スタッフによるカウンセリングを実施することで、ニーズに則した産業医による役務提供、企業の内実と合致した「ELPIS」サービスの追加が期待できるため、長期契約による売上単価の向上を見込んでおります。

実際に、毎年エンタープライズ一顧客グループ当たりの単価は向上しており、平均単価向上を加速させていくことが、当事業の継続的な成長に重要と考えております。

iii. 「ELPIS」導入促進による売上総利益率の改善

売上総利益率の改善のためには、従来は産業医が役務提供を行っていた業務の一部を保健師や「ELPIS」で代替することにより、クラウドサービス比率を向上させることが重要であると考えております。当該マーケットは、単純に産業医による役務を提供するだけであれば価格競争に陥ってしまいます。新規契約時には産業医の役務提供からスタートしつつも、メンタルヘルスケアや健康管理に関するサービスである「ELPIS」を顧客に採用・継続利用してもらうことによって、売上総利益率を改善することが可能と考えております。

iv. 「産業医クラウド」契約に関するチャーンレート（解約率）の改善

当社グループとしては、月次のチャーンレートに改善の余地があると考え、多様なサービスを顧客企業に提供すること、及びカスタマーサクセス機能の強化を実施することが、当社の継続的な成長に重要と考えております。

②当社グループ内事業によるシナジー戦略

当社グループは、メンタルヘルスソリューション事業、メディカルキャリア支援事業、デジタルマーケティング事業の3つの事業を行っております。これら3つの事業は当社グループが提供するメンタルヘルス関連サービスにおいて密接に関連しております。

デジタルマーケティング事業において創業以来実施している医学会向けサービスによって蓄積された医師のデータベースとWebマーケティングのノウハウを活用することで、当社グループの中核事業であるメンタルヘルスソリューション事業、並びにメディカルキャリア支援事業における成約確率の高い見込み顧客の開拓に結びつけるための戦略をとっております。

また、メディカルキャリア支援事業においては、売上向上を目指して地方の医療機関と接触を深めておりますが、それによって地方における産業医候補の医師の情報を獲得し、地方の企業におけるメンタルヘルスソリューション事業の見込み顧客開拓につなげることを目指しております。

上記戦略を実行することにより、見込み顧客開拓をグループ全体で実施することで、シナジーを発揮し、マーケティングコストの低減を図っていきます。

（3）経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、当社グループの中核事業であるメンタルヘルスソリューション事業に関し、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、月次経常収益（MRR）を重要な経営指標と位置付けております。また、MRRを構成する指標として、①エンタープライズ企業の契約社数及び全体の件数に占める比率、②企業規模別契約単価、③企業規模別売上総利益率、④「産業医クラウド」契約に関するチャーンレート（解約率）、⑤売上継続率（NRR）も、同様に重要な経営指標であると捉えております。

（4）経営環境

厚生労働省より2019年3月1日に公表された「患者調査の概況」によると、精神疾患により医療機関にかかっている患者数は、近年大幅に増加しており、2002年では258.4万人であったものが、2014年は392.4万人、2017年では419.3万人になっています。

内訳としては、多いものから、うつ病、統合失調症、不安障害、認知症となっており、近年においては、うつ病や認知症などの著しい増加がみられます。

こうした状況変化に伴い、2015年には労働安全衛生法が改正されストレスチェック制度が義務化、2019年には働き方改革関連法が施行され、有休休暇取得の義務化や大企業における時間外労働時間の罰則付き上限規制が法制化されました。また、5年間猶予されていた一部の事業や業務、医師、自動車運転業、建設事業については、2024年4月より時間外労働時間の上限規制の適用が予定されております。経済産業省が進めている健康経営優良法人の取得企業（注1）は毎年増加しており、企業による従業員への健康配慮の気運が高まっております。また、厚生労働省が2020年3月に改定した「テレワークガイドライン」でも、事業主・企業の労務担当者用の「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト」の中に、メンタルヘルス対策のチェック項目が入っております。

当社は、企業が従業員のメンタルヘルスカケアを実現していくためには、高い専門性を持つ産業医、そして、厚生労働省が推奨する通称「4つのケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）」による体制整備を実現し、各種ハラスメント対策を含め、適正な運用を実現し続けることが重要と考えています。しかしながら、これらの体制整備が実現できている企業は多くありません。背景には、多くの企業における従業員の健康管理、メンタルヘルスカケアの実態として、産業医業務が形式的なものにとどまっていたことがあるのではないかと考えております。

したがって、多くの企業で選任している産業医では、最新の動向を踏まえたメンタルヘルスカケアや新型コロナウイルスによる環境変化に伴うメンタルヘルスカケアへの対応ができていない可能性があり、企業から当社への問い合わせの多くは、既存産業医の交代、メンタルヘルス対応、健康管理室（注2）の立ち上げ等となっております。企業は法令上の必要性から産業医を選任するといった「形式運用」から職場のメンタルヘルスカケア対応にかかる「課題解決型運用」に移行している最中であり、従業員のメンタルヘルスカケア対応を強化し、健康問題を解決していこうという流れが起き始めています。

産業医については、労働安全衛生法により、企業規模に応じた産業医の選任義務と選任人数等が定められております。総務省統計局の「平成24年経済センサス-活動調査」と「令和元年経済センサス-活動調査」によれば、産業医選任義務の対象となる従業員50人以上の企業数は、日本国内に約8.8万社、約16.2万事業場とありますが、上記の「形式運用」から「課題解決型運用」への変化により、メンタルヘルスソリューション事業の事業拡大の余地は大きいものと考えております。

（注1）健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つ。経済産業省では、健康経営に係る各種顕彰制度として、2014年度から「健康経営銘柄」の選定を行っており、2016年度には「健康経営優良法人認定制度」を創設している。

(注2) 健康管理室：社員の健康管理業務全般を担う機能

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、下記の4点があると考えております。

① 収益基盤の強化

当社グループは、これまでも各事業において、収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するために、さらなる収益基盤の強化が重要な課題であると認識しております。

今後、この課題に対応するためには、メンタルヘルスソリューション事業については、多くの職場でのメンタルヘルスクエア、健康経営に貢献できるようなサービスコンテンツの開発や、産業医の登録数の増加と産業医業務の質的向上、カスタマーサクセスチームによるカスタマーサポート体制の一層の強化が必要であると考えております。また、メディカルキャリア支援事業においては、求職医師の登録数の増加、求人医療機関数の増加等を実現するための方策の検討、ネットワークの構築などを進めてまいります。さらに、デジタルマーケティング事業に関しては、Webマーケティング支援サービス売上増加のための専門性向上、人員増強が重要であると考えております。

② サービスの健全性の維持及び向上

当社グループの事業において、インターネットを通じたビジネスとなっているものに関しては、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

③ 組織力、内部管理体制の強化

i. 優秀な人材の確保及び育成

当社グループでは、産業保健、メンタルヘルス、医療関連の専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度も充実させてまいります。

ii. 内部管理体制の強化

当社グループが継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

iii. 情報管理体制の強化

当社グループでは、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、「個人情報保護規程」の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

④ 財務上の課題

当社グループの中核事業であるメンタルヘルスソリューション事業においては、現状、未だ投資フェーズと捉えており、サービス開発や広告宣伝等に投資していることから、2019年12月期に続き、2020年12月期においても営業損益以下の各段階損益において赤字となっており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。したがって、収益力向上による早期黒字化と財務体質の改善が課題と考えております。

なお、2021年12月期第3四半期連結累計期間において、契約企業数増加や医師の求人求職増加によるメンタルヘルスソリューション事業及びメディカルキャリア支援事業の収益向上により損益分岐点を超え始めており、営業利益120百万円を計上し、各段階利益において黒字化しております。今後も継続的な利益計上に努め、財務体質を改善してまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及びリスクの軽減、並びに発生した場合の対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項の記載における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を伴うことから実際の結果は異なる可能性があり、また、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

（１）事業環境に関するリスク

① インターネット関連市場の動向について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、メンタルヘルスソリューション事業、メディカルキャリア支援事業、デジタルマーケティング事業の３つの事業において、見込み顧客の獲得やサービスの提供等に関し、インターネットを利用した事業を展開しており、当社グループ事業の継続的な発展のためには、さらなるインターネット環境の整備、インターネットの利用拡大が不可欠と考えております。

しかしながら、例えば、個人情報に関するより厳しい規制が生じるなど、インターネットの利用等に関する新たな法的規制の導入やその他予期せぬ要因等により、今後、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 検索エンジンへの対応について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが展開する３つの事業では、特定の検索エンジン（「Google」、「Yahoo! JAPAN」等）から多くの見込み顧客を集客しております。そのため、当社グループでは、SEO（検索エンジンの最適化）等の必要な施策を講じて集客力を強化しております。

しかしながら、検索エンジンにおける表示結果（順位）は、その運営者のロジックや判断によるものであり、当社グループが関与する余地はありません。そのため、検索エンジン運営者の方針やロジック変更等により、これまでのSEOが有効に機能しなくなった場合、集客効果が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ システムの安全性について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループが行う事業において、インターネットや各種業務系システムを利用しております。それらの安定稼働が業務の遂行上、必要不可欠であります。そのため、ネットワーク、システムの監視、日常的な保守管理等により、システム障害を未然に防ぎ、万一発生してしまった場合でも迅速に適切な対応を行える体制を構築しております。

しかしながら、システムへの一時的な過負荷や電力供給の停止、ソフトウェアの不具合、巧妙化・複雑化したサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入、自然災害や大規模な事故、その他予期せぬ要因等により、当社グループのシステム障害や情報漏洩が発生した場合、相当な費用負担や社会的信用の低下により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

インターネット関連市場では、技術革新が活発に行われており、その速度は早く、新しいサービスが次々と生まれております。当社グループでは、インターネットを活用したサービスの展開を行っており、常に業界の動向を注視し、適時に事業戦略を見直し、必要に応じて迅速に技術革新に対応するため、既存サービスに新たな技術を展開できる開発体制を構築してまいります。

しかしながら、技術革新の内容によっては、対応するための相当な開発費用が発生する可能性があり、また、適切な対応ができない場合は当社サービスの競争力が相対的に低下する可能性があります。そのような場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 大規模な自然災害・感染症等について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社では、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、大地震、台風等の自然災害や事故、火災等、また新型コロナウイルス等の感染症の流行が、想定を大きく上回る規模で発生し、事業・サービスの停止、設備の損壊や電力供給の制限等、不測の事態が発生した場合には、当社グループによる事業・サービス

の提供に支障が生じる可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。特に、新型コロナウイルスの更なる感染拡大は、今後の経過によっては、当社グループの業績及び財務状況にも影響を及ぼす可能性があり、引き続き注視し必要な開示を行ってまいります。

⑥ 競合について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

本書提出日現在において、当社グループが展開する3つの事業において、競争環境は厳しい状況にあると認識しております。

当社グループは、今後とも顧客ニーズへの対応を図り、サービスの充実、向上を進めていく方針ではありますが、これらの取り組みが予測どおりの成果を上げられない場合や、より魅力的・画期的なサービスやより競争力のある条件でサービスを提供する競合他社の出現や、高い資本力や知名度を有する企業等の参入などにより、競争が激化した場合、ユーザーの流出や集客コストの増加等が想定されます。そのような場合には、当社グループが優位性を確保し、企業価値の維持向上が図れるか否かは不確実であるため、競合の状況により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 業界の成長性について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループの中核事業であるメンタルヘルスソリューション事業は、顧客企業と準委託契約により、産業医に関する業務を引受け、一方で、産業医との準委任契約により、当該産業医が顧客企業の産業医に関する業務を行うことを中心とした事業であります。

様々な職場におけるメンタルヘルス問題は複雑化、深刻化しております。また、働き方改革の推進もあり、各職場における産業医及び保健師等が果たす役割の重要性が高まってきている状況にあります。こうしたことから、今後一層、働く人々の健康管理に関して、良質な対応を行えるレベルの高い産業医を求める企業が増えていくことが予想されます。当社グループは、産業医や保健師等と連携しながら、受託業務の質的レベルを高め、顧客企業に満足して頂ける努力を続け、この事業をますます拡大していく所存であります。

しかしながら、業界を取り巻く法規制、競合の状況、景気動向、社会の変化など、様々な要因により、当該市場の成長が鈍化したり、当社グループの売上が予想どおりに拡大しない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）事業体制に関するリスク

① 事業拡大に伴うシステム及びサービス開発について

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、サービスの安定稼働やユーザー満足度向上を図るため、システムやサービスの保守、開発、コンテンツ及び機能の拡充を継続的に行っていくことが必要であると認識しており、新サービスの導入、セキュリティ向上に備えて継続的な開発を計画しております。効果を十分に検証しつつ、計画的に開発を進めるべく、体制を一層、強化してまいります。

しかしながら、システムやサービス開発計画の前倒しや事業拡大により予定外の開発費用が生じる可能性、また、適切な対応ができない場合はサービスの稼働やユーザー満足度が低下する可能性があります。また、それらのシステムやサービス開発が想定どおりに進捗しない、期待する成果が得られない、さらには法的もしくは事業上の新たなリスク要因が発生する可能性があります。そのような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定事業への依存について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループにおいて、メンタルヘルスソリューション事業は当社グループの中核事業であり、今後の成長に大きく寄与するものと考えております。当社グループの人的、資本的経営資源をこの事業に集中投下しており、当該事業の推進に支障がないような体制を継続的に維持していく所存であります。

しかしながら、当該事業における競争激化や事業環境の変化等により、当該事業が縮小し、その対応が適切でない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 子会社・株式会社Avenirのメディカルキャリア支援事業における業績変動について

（発生可能性：大、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社子会社である株式会社Avenirのメディカルキャリア支援事業においては、医療業界における医師の労働市場の変化の影響を受けるとともに、医療機関の医師採用における季節的な変動要因があり、下期に比較して上期（特に4月頃）に売上、利益が集中する傾向があります。メディカルキャリア支援事業の業績は、このような季節的な変動要因により、概ね利益が上期に偏る傾向があります。また、医師の労働市場の全般的な状況変化、他社との競合状況等により、当該事業の業績は大きな影響を受け、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可

能性があります。

こうした中、医療機関による非常勤の医師採用を推進したり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うワクチン接種に関連する受注の拡大を図るなど、季節的な業績変動をできる限り抑えるような対応を図ってまいります。

④ 子会社・株式会社Avenirのメディカルキャリア支援事業における免許について

(発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大)

当社子会社である株式会社Avenirにおいて行うメディカルキャリア支援事業は、職業安定法に基づき、有料職業紹介事業として厚生労働大臣の許可（許可番号：13 - ユ - 307447）を受けて行っており、主に医師を医療機関に紹介する事業を行っております。

事業主としての欠格事由に該当したり、法令に違反した場合には、事業の許可を取り消し、又は事業の停止を命じられることがあります。当社グループでは、徹底して社員教育に努めるとともに、内部監査等により関連法規の遵守状況を日頃より監視し、法令違反等の防止に努めております。しかしながら、当社グループ各社及び役員職員による重大な法令違反等が発生し、事業許可の取消し又は事業停止を命じられるようなことがあれば、当該事業を行えなくなることがあり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 継続的な投資について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、継続的な成長のため、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのリード（見込み顧客）を獲得し、また既存の顧客を維持していくことが必要であると考え、積極的に広告宣伝費等にコストを投下してきており、今後も継続して広告宣伝等を行っていく方針であります。費用対効果を検証しつつ、有効な広告宣伝の方法を継続的に模索しながら対応してまいります。

しかしながら、広告宣伝等が十分な成果が得られない場合やコストの上昇等が生じた場合、投資が計画どおりの収益に結びつかない場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 社内体制に関するリスク

① 小規模組織であることについて（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは組織規模が小さく、規模に応じた業務執行体制となっております。また、今後の堅調な事業成長のためには、有能な人材の確保と育成が必要であると認識しており、適宜、採用を行い、社内研修制度の充実を図り、組織力の強化に注力してまいります。

しかしながら、適切なタイミングで当社グループの求める人材の確保が十分にできない場合や、当社グループの役員や重要な業務を担当する従業員の流出等により、必要な人材を確保できなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制の強化について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制の一層の充実を図ることが必要であると認識しております。業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築、整備、運用するため、管理部の人員増強・教育、外部の専門家の活用等により内部管理体制を一層、強化してまいります。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、それに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じたり、また内部統制システムに重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、将来にわたっても常に有効な内部統制システムを構築及び運用できる保証はありません、その場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 社歴が浅いことについて（発生可能性：大、発生する時期：発生している、影響度：中）

当社グループは、2011年3月に設立され、未だ社歴が浅く成長途上であるため、期間業績比較を行うための十分な財務情報等が得られておらず、過年度の業績のみでは、今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。

④ 特定の人物への依存について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社創業より代表取締役社長を務めております刀禰真之介は、当社グループが中核事業とするメンタルヘルス業界について、豊富な知識と事業経験、並びに多数の人的関係を有しており、当社グループの経営において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは、役員、幹部社員の情報共有や権限の委譲を徐々に進め、経営組織の強化を図り、過度の依存を避けた体制の構築を図って参りますが、何らかの理由で同氏が当社グループの経営に参画できなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的な問題に関するリスク

① 法的規制について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、「会社法」「労働基準法」等、株式会社が一般的に幅広く遵守しなくてはならない法的規制のほか、事業を展開する上での固有の法的規制を受けております。当社の行う事業は「職業安定法」「労働安全衛生法」「不当景品類及び不当表示防止法」「個人情報の保護に関する法律」「下請代金支払遅延等防止法」等、多数の法令や、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告知）」等、各法令の監督官庁が定める省令・指針・ガイドライン等により規制を受けています。当社グループでは、管理部において法令変更有無及び変更内容を確認しております。各種法令に関する情報、関係各省庁のホームページを確認し、最新の情報を随時アップデートすることで、法令変更がある場合の法令違反を未然に防止し、また、変化に対して迅速な対応をとれるように努めております。

このような法令の制定や改正、監督官庁による行政処分、新たな規制の策定又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。その場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の管理について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、事業を行う上で、顧客企業、医師、医療機関等の住所、氏名、電話番号等の個人を特定できる情報を取得しており、当社グループには「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。

当社グループでは、同法及び関連法令等を遵守し、それらの個人情報や取引データの取り扱いに細心の注意を払い、流出防止の体制を維持することを事業運営上の重要事項と認識しております。そのため、当社グループでは、ネットワークの管理、個人情報保護方針及び個人情報保護規程の制定及び遵守、社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、個人情報保護に積極的に取り組んでおります。また、当社グループは、個人情報の保護及び管理の観点からPマークを取得しております。

しかしながら、外部からの不正アクセスや、当社グループの関係者や業務提携先等の故意又は過失による漏洩、改ざん、不正使用等の不測の事態により、個人情報が外部に流出した場合には、法令抵触への適切な対応を行うための費用の発生や、当社グループに対する損害賠償の請求、当社グループの社会的信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について（発生可能性：小、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、当社グループが行う事業に関する知的財産権の獲得に努めることに加え、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払うことを基本方針としておりますが、当社グループの事業分野において、現在、申請すべき知的財産権及び侵害が危惧されるような知的財産権の認識はありません。しかしながら、既に当社グループの認識していない知的財産権が成立している可能性、又は今後新たに第三者により著作権等が成立する可能性があります。このような場合においては、当社グループが第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償や差止の請求、又は当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの知的財産権が第三者からの侵害を把握しきれない、もしくは適切な対応がなされない場合、又は知的財産権の保護のために多額の費用が発生する場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 訴訟に関するリスクについて（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

本書提出日現在において、当社グループが当事者として関与している事業上の問題に関する重要な訴訟はありません。

しかしながら、当社グループの今後の事業展開において、違法行為、トラブル、第三者への権利侵害があった場合等には、当社グループに対して、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や、損害賠償の金額によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような訴訟等が発生しないように、コンプライアンス重視、リスク回避の対策、社員教育を徹底していく方針であります。

(5) その他に関するリスク

① 風評被害について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが行う事業にかかるトラブル、クレーム等、ソーシャルメディアの普及に伴い、インターネット上の書き込みや、悪意のある口コミ投稿、並びにそれらを起因とするマスコミ報道などによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループのブランドイメージ及び社会的信用に影響が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このような風評被害等が発生しないように、コンプライアンス重視、クレーム対応、社員教育を徹底していく方針であります。

② 配当政策について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、成長途上であるため、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化、当社グループの事業分野での競争力の確保を経営上の重要課題と認識しております。そのため、当社グループは創業以来配当は実施しておらず、内部留保を充実させ、事業効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

今後においても、企業価値の最大化のため、当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては、配当実施の可能性、その実施時期等については未定であります。

③ 新株予約権行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：大、発生する時期：数年以内、影響度：中）

当社グループは、取締役、従業員等に対し、インセンティブを目的とした新株予約権（以下「ストック・オプション」）を付与しております。これらのストック・オプションに加え、今後、付与されるストック・オプションの行使が行われた場合には、当社株式が新たに発行又は交付されることにより、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があるとともに、かかる株式が大量に市場で売却されることとなった場合には、適切な株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、本書提出日現在における、これらのストック・オプションによる潜在株式数は822,000株であり、潜在株式数を含めた発行済株式総数10,388,000株の7.9%に相当しております。

④ 株主構成について（発生可能性：大、発生する時期：数年以内、影響度：中）

本書提出日現在において、当社株式を、複数のベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合等（以下、「VC、CVC等」という。）が所有しております。一般的にVC、CVC等による未公開企業の株式所有目的は、株式公開後に売却を行い、キャピタルゲインを得ることです。したがって、今後、VC、CVC等がその所有する当社株式を市場にて売却した場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 税務上の繰越欠損金について（発生可能性：大、発生する時期：数年以内、影響度：中）

当社グループは、2020年12月期末時点において、税務上の繰越欠損金を有しております。今後、当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、親会社株主に帰属する当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

⑥ 資金使途について（発生可能性：小、発生する時期：数年以内、影響度：小）

株式上場時の公募増資による調達資金の使途につきましては、当社グループの事業を効果的に拡大していくための人員増加に伴う費用に充当する予定であります。しかし、当社グループが属する業界は急速に事業環境が変化することもあり、当初の計画以外の使途となる可能性があるほか、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定した投資効果が得られない可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第10期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ146,682千円増加し、374,447千円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比べ127,717千円増加し、316,857千円となりました。これは主に、長期借入金及び第三者割当増資による現金及び預金82,761千円の増加、事業の拡大による売掛金44,980千円の増加によるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ18,964千円増加し、57,590千円となりました。これは主に、「ELPIS」追加開発に伴うソフトウェア19,119千円の増加によるものです。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ195,738千円増加し、376,761千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ52,015千円増加し、204,993千円となりました。これは主に、事業拡大による買掛金20,361千円の増加、未払金19,447千円の増加、未払消費税等11,593千円の増加並びに短期借入金10,000千円の増加によるものであります。一方、予定通りの返済により、1年内返済予定の長期借入金は29,820千円減少しております。

固定負債は前連結会計年度末に比べ143,723千円増加し、171,767千円となりました。これは主に、運転資金確保と手元流動性を高めるための長期借入金131,034千円の増加によるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ49,056千円減少し、△2,314千円となりました。これは主に、増資による資本金50,000千円及び資本剰余金50,000千円の増加があったものの、親会社株主に帰属する当期純損失149,056千円によって利益剰余金が減少したことによるものです。

第11期第3四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ129,033千円増加し、503,480千円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比べ131,433千円増加し、448,291千円となりました。これは主に、事業拡大によって現金及び預金並びに売掛金がそれぞれ61,359千円、70,978千円増加したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ2,400千円減少し、55,189千円となりました。これは主に、「ELPIS」追加開発に伴うソフトウェア仮勘定12,559千円の増加があった一方、減価償却によるソフトウェア13,765千円の減少があったことによるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ9,850千円増加し、386,611千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ25,373千円増加し、230,367千円となりました。これは主に、事業拡大によって買掛金9,762千円、短期借入金10,000千円、1年内返済予定の長期借入金9,752千円、未払消費税等9,021千円の増加があった一方、前期末に計上された未払金の支払によって未払金は18,424千円減少したことによるものです。

固定負債は前連結会計年度末に比べ15,523千円減少し、156,244千円となりました。これは主に、返済による長期借入金5,870千円の減少及びリース債務9,653千円の減少によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末△2,314千円から116,868千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益によって利益剰余金が114,683千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第10期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や企業への休業要請等を背景に、企業活動や個人消費が制限され、経済活動は大きく減退しました。4～5月に実施された緊急事態宣言の解除後は、経済活動の再開に伴い一部回復の兆しが見られましたものの、冬季に再度流行が拡大したことから経済活動の減速は避けられず、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

このような状況のなかで、当社グループは、引き続き、安定した収益基盤の構築と持続的な事業の拡大を目指し、「ELPIS」のサービス強化や顧客サポート体制向上に取り組む一方、第三者割当増資の実施や借入金の増加により手元資金の拡充を図り、不透明な状況に対応するための基盤強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は947,040千円（前期比46.5%増）となりましたが、3つの事業すべてにおいて、事業の拡大、サービス体制強化等に係るコストを吸収するには至らず、営業損失は145,435千円（前連結会計年度は営業損失225,541千円）、経常損失147,621千円（前連結会計年度は経常損失225,625千円）、親会社株主に帰属する当期純損失149,056千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失226,205千円）となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

a. メンタルヘルスソリューション事業

当連結会計年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や企業への休業要請等を背景に、企業活動や個人消費が制限され、経済活動は大きく減退しました。当社においても、新規の顧客獲得は進んでいるものの、既存顧客の一部に業績悪化で人員削減、コストカットを余儀なくされた企業によるサービスの一時休止及び解約が生じております。この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高738,132千円（前期比52.1%増）、セグメント損失47,448千円（前連結会計年度はセグメント損失45,005千円）となりました。

b. メディカルキャリア支援事業

当期は新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の影響等により、医療機関における医師求人及び医師の求職ニーズが減少しました。この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高120,891千円（前期比38.9%増）、セグメント損失56,459千円（前連結会計年度はセグメント損失75,102千円）となりました。

c. ITソリューション事業

当連結会計年度においては、Webマーケティング支援サービスに注力することで、大口の取引先を獲得する等、売上高全体に占める割合が増加しております。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高88,016千円（前期比19.1%増）、セグメント損失4,872千円（前連結会計年度はセグメント利益19,025千円）となりました。

第11期第3四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況は未だ収束の見通しが立たず、米国や中国経済の持ち直し等により一部で回復の動きがみられるものの、変異株による感染再拡大の懸念から、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような経済状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、見込み顧客との営業上のコンタクト・接触が困難な状況下、当社では見込み顧客とのオンライン面談を活用し、感染リスクを低減しつつ、主にメンタルヘルスソリューション事業の売上高を着実に伸ばしており、一方で広告宣伝費や旅費交通費等の経費削減を通じて利益の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高1,003,942千円、営業利益120,742千円、経常利益120,006千円、親会社株主に帰属する四半期純利益114,683千円となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

※2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

a. メンタルヘルスソリューション事業

当第3四半期連結累計期間においては、緊急事態宣言の長期化による新規受注の鈍化の影響を押さえるべく、広告宣伝費や交通費等による経費削減に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの業績は、売上高776,204千円、セグメント利益108,457千円となりました。

b. メディカルキャリア支援事業

当第3四半期連結累計期間においては、自治体や企業より新型コロナウイルスのワクチン接種会場における医療体制整備についての相談を受け、医療機関と連携して医療従事者の紹介を行いました。これによりワクチン接種に関連する売上が大きく増加したことから極めて好調な結果となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの業績は、売上高138,731千円、セグメント利益33,157千円となりました。

c. デジタルマーケティング事業

当第3四半期連結累計期間においては、Webマーケティング支援サービスに注力することで、大口の取引先を獲得する等、当社グループ内の売上高全体に占める割合が増加しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当セグメントの業績は、売上高89,007千円、セグメント利益12,465千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第10期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ82,761千円増加し、188,808千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は119,724千円（前連結会計年度は166,204千円の使用）となりました。これは主に増加要因としては、減価償却費25,199千円（前連結会計年度は20,137千円）、仕入債務の増加額20,361千円（前連結会計年度は仕入債務の増加額12,916千円）、未払金の増加19,230千円（前連結会計年度は未払金の増加額30,238千円）があった一方で、減少要因としては、税金等調整前当期純損失147,621千円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失225,625千円）による資金の減少、売上債権の増加44,980千円（前連結会計年度は売上債権の増加額9,758千円）があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は642千円（前連結会計年度は2,965千円の使用）となりました。これは主に減少要因として、有形固定資産の取得による支出487千円（前連結会計年度は有形固定資産の取得による支出2,965千円）等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金203,129千円（前連結会計年度は116,101千円の獲得）となりました。これは主に、増加要因として、長期借入金の借入れによる収入150,000千円（前連結会計年度は長期借入金による収入40,000千円）、株式の発行による収入99,379千円（前連結会計年度は株式発行による収入139,530千円）等があった一方で、減少要因として、長期借入金の返済による支出48,786千円（前連結会計年度は長期借入金の返済による支出62,512千円）、リース債務の返済による支出7,464千円（前連結会計年度はリース債務の返済による支出916千円）等があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社グループの事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは、受注制作を行っておりますが、受注から制作・納品までの期間が短いため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第10期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
当第10期連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年度比（％）
メンタルヘルスソリューション事業	738,132	152.1
メディカルキャリア支援事業	120,891	138.9
ITソリューション事業	88,016	119.1
合計	947,040	146.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

なお、2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

第11期第3四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）
当第11期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）
メンタルヘルスソリューション事業	776,204
メディカルキャリア支援事業	138,731
デジタルマーケティング事業	89,007
合計	1,003,942

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りにつきましては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性のため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。この連結財務諸表を作成するに当たっての重要な会計方針については、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは以下のとおりであります。

新型コロナウイルスの影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

②財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(b) 経営成績の分析

第10期連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は947,040千円となり、前連結会計年度と比較して300,734千円増加(前期比46.5%増)となりました。これは主に、主要事業であるメンタルヘルスソリューション事業の売上高が、エンタープライズ向けの月額報酬が増加したことなどにより、前連結会計年度と比較して252,821千円増加し、738,132千円(前期比52.1%増)となったことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、前連結会計年度と比較して187,656千円増加し、495,462千円(前期比61.0%増)となりました。これは主に、メンタルヘルスソリューション事業の売上拡大による産業医への業務委託料支払が前連結会計年度と比較して171,370千円増加し、437,333千円(前期比64.4%増)となったことによるものであります。

その結果、売上総利益は前連結会計年度と比較して113,078千円増加し、451,578千円(前期比33.4%増)となりました。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

販売費及び一般管理費は前連結会計年度と比較して32,972千円増加し、597,013千円（前期比5.8%増）となりました。これは主に、人員減少に伴い人件費等（役員報酬、法定福利費等を含む）が前連結会計年度と比較して30,739千円減少し、265,700千円（前期比10.4%減）となった一方で、売上拡大に伴い広告宣伝費が前連結会計年度と比較して47,444千円増加し、147,647千円（前期比47.3%増）となったことによるものであります。

その結果、営業損失は145,435千円（前連結会計年度は営業損失225,541千円）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常損失）

当連結会計年度の営業外収益は658千円（前期比66.6%減）、営業外費用は2,845千円（前期比38.4%増）となりました。営業外収益の減少は、受給した助成金の金額が前連結会計年度と比較して375千円減少したこと、及び前連結会計年度に計上していた税金関係の還付金等による雑収入が938千円減少したことによるものであります。また、営業外費用の増加は、借入金増加により支払利息が784千円増加したことが主な要因であります。

この結果、経常損失147,621千円（前連結会計年度は経常損失225,625千円）となりました。

（法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純損失）

法人税、住民税及び事業税につきましては、1,434千円（前期比147.2%増）となりました。これは主に、親会社の税引前当期純利益が1,460千円（前連結会計年度は税引前当期純損失78,079千円）となったことによるものであります。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失149,056千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失226,205千円）となりました。

第11期第3 四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

（売上高）

当第3 四半期連結累計期間における売上高は1,003,942千円となりました。これは主に、メンタルヘルスソリューション事業の売上拡大によるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当第3 四半期連結累計期間における売上原価は、498,049千円となりました。これは主に、メンタルヘルスソリューション事業の売上拡大に伴う産業医への業務委託料支払の増加によるものであります。

この結果、売上総利益は505,893千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第3 四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は、385,151千円となりました。これは主に、給与及び手当、医師募集費の増加によるものであります。

この結果、営業利益は120,742千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

当第3 四半期連結累計期間における営業外収益は1,114千円、営業外費用は1,850千円となりました。

営業外収益の主な内訳は助成金収入216千円及び消費税還付金850千円であります。また、営業外費用の内訳は支払利息1,670千円及び支払保証料179千円であります。

この結果、経常利益は120,006千円となりました。

（法人税等合計、親会社株主に帰属する四半期純利益）

法人税、住民税及び事業税につきましては、5,323千円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が120,006千円となったことによるものであります。

その結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は114,683千円となりました。

(c) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

③経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標（以下KPIと呼ぶ。KPIは、Key Performance Indicatorの略称であり、重要業績指標を意味する）につきましては、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

当社グループの中核事業であるメンタルヘルスソリューション事業のKPIの推移は以下のとおりとなっております。当事業の成長が当社グループ全体の成長の推進力であるため、当該KPIの進捗を注視し、経営上の目標達成状況を判断しております。なお、当社グループでは当該KPI及び顧客グループについて、下記のように定義しております。

ENT (Enterpriseの略称)

従業員1,000名以上かつメンタルヘルスソリューション事業の売上高が月額20万円以上（見込を含む）の顧客（グループ）

SMB (Small and Medium Businessの略称)

メンタルヘルスソリューション事業の売上高が月額20万円未満の顧客

MRR (Monthly Recurring Revenueの略称)

メンタルヘルスソリューション事業における「月次経常収益」を意味します。毎月発生する月額料金のみを集計対象としており、単発的に発生する収益は集計対象外としております。継続利用によって発生する経常収益の積み重ねが、当社事業の継続的な成長を測るための最も重要な指標であり、重視しております。

NRR (Net Revenue Retentionの略称)

「産業医クラウド」サービスにおける「売上継続率」を意味します。顧客がサービスに払う金額の増減割合を示す指標であり、特にENTについては当社事業の継続的な成長を測る指標として重視しております。

契約社（グループ）数

SMBについては法人単位、ENTについてはグループ（企業群）単位で月次の契約件数を集計しております。顧客数を増加させることが収益に直結するため、指標として重視しております。

契約単価

SMB、ENTの売上高を契約社（グループ）数で除算して算出した契約単価を集計しております。特にENTについては、「産業医クラウド」を導入した顧客に対し追加提案を行うことで、顧客数を増やすことなく売上高を伸ばさせることができるため、効率の良い売上向上策として指標を重視しております。

企業規模別売上総利益率

SMB、ENTのそれぞれの売上高及び原価から売上高総利益率を集計しております。メンタルヘルスソリューション事業では、クラウドサービス等の活用により原価の低減を図っており、当社事業における指標として重視しております。

解約率 (Customer Churn Rate)

月次の顧客の解約率を集計しております。メンタルヘルスソリューション事業においては、堅固な顧客基盤を構築することで、安定的かつ長期的な収益を確保することを目指しており、当社事業における指標として重視しております。

MRR（月次経常収益）四半期累計額（単位：百万円）

SMB	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
2019年	19	22	23	25
2020年	27	31	31	33
2021年	35	41	44	46

ENT	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
2019年	13	14	17	19
2020年	21	29	30	34
2021年	41	42	44	51

※毎月発生する月額料金のみを集計しており、単発的に発生する収益は対象外

契約社数（単位：社）

SMB	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
2019年	309	372	415	463
2020年	520	602	645	706
2021年	760	879	943	1,000

（単位：グループ）

ENT	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
2019年	33	41	46	49
2020年	60	66	73	76
2021年	84	86	90	96

※四半期毎（3月、6月、9月、12月）の各末日時点における集計

契約単価（単位：千円）

SMB	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
2019年	64	65	59	57
2020年	56	53	52	52
2021年	53	52	52	52

ENT	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
2019年	404	364	377	417
2020年	369	451	431	484
2021年	506	522	506	556

※SMB及びENTの売上高を契約件数で除して算出

企業規模別売上総利益率（単位：％）

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
全体	42.0	42.1	47.7
SMB	43.3	42.2	44.8
ENT	40.4	42.1	50.6

※売上総利益を売上高で除して算出

解約率（単位：％）

SMB	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	0.0	0.3	2.6	0.3	0.6	0.3	1.0	0.5	0.0	0.5	0.4	0.4
2020年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.0	1.7
2021年	0.1	0.1	0.9	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.8	0.6	0.5	0.3

ENT	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2020年	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6
2021年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※月次については当月解約となった契約数を当月末時点の契約総数で除して算出

NRR（売上継続率）（単位：％）

	2019年12月	2020年12月	2021年12月
ENT	100	119	101

※2019-2021年の12月末時点において、12カ月前に契約があったグループについての12月MRRを
12カ月前の12月MRRで除して算出

④ 経営成績に影響のある法人税等の将来における支払いについて

法人税等の将来的な支払いに関して、当社の会計監査人であるかがやき監査法人のグループであるかがやき税理士法人と当社との間で、2021年10月25日付で覚書を締結しております。その概要は、以下のとおりであります。

2016年12月期及び2017年12月期において、当時、株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及び株式会社Avenirの経理業務は、株式会社経理バンクに業務委託し、税務業務は、同社のグループである東京JAPAN税理士法人（現かがやき税理士法人）に業務委託していました。当該期間において、当社より東京JAPAN税理士法人に対して株式会社Avenirの税務申告に係る1か月の期限延長申請を要請していたものの、東京JAPAN税理士法人が同申請の提出を失念したため、株式会社Avenirは青色申告を適用できず、繰越欠損金の損金通算ができない状況にあります。

そのため、かがやき税理士法人との交渉の結果、2017年度、2018年度、2019年度の欠損額合計がその後に発生する黒字額と損益通算できないことにより発生する法人税等及び地方税等の影響額（総額約1億円）に関し、本件損害についてかがやき税理士法人はその賠償義務があることを認め、以降の各年度ごとに確定した損害分に応じて、当該確定した損害を当該確定後3か月以内にこれを賠償して、当社グループに支払うものとするという覚書を締結しました。ただし、本件損害が累計で5,000万円を超える部分については、当該超過部分の2分の1相当額の支払義務を免除するということになっております。

以上のとおり、当該事象は、今後の当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼすことになります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性についての分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当社グループにおける資金需要は、新サービス開発のための資金、採用費及び人件費、マーケティング費用等に伴う運転資金等であります。これらの資金需要につきましては、自己資金及び銀行からの借入金による対応を基本としております。また、2020年12月期には、第三者割当増資により約1億円の資金調達を実施しております。今後の資金需要に関しては、必要に応じて、適切な方法による資金調達にて対応する方針であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第10期連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度の設備投資等の総額は42,966千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェアの開発（メンタルヘルスソリューション事業） 41,479 千円

なお、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

第11期第3四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

（1）提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	メンタルヘルスソリューション事業 ITソリューション事業	本社設備 事業用クラウド ソフト	12	1,000	45,315	46,329	13 (1)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 帳簿価額「ソフトウェア」は、ソフトウェア仮勘定を含んでおりません。
3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は4,341千円であります。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト等）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）国内子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
株式会社 Avenir	本社 (東京都港区)	メンタルヘルスソリューション事業 メディカルキャリア 支援事業	オフィス移転 費用、 事業用機器	1,154	1,757	-	2,912	31 (0)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は10,010千円であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト等）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（3）在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2022年1月31日現在）

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

- (注) 1. 2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る定款の定めを廃止致しました。
2. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株1株につき2,000株の割合で株式分割を行い、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は35,990,000株増加し、36,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,566,000	非上場	(注) 1
計	9,566,000	—	—

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。
2. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価として普通株式1,194株を交付しております。また、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式数は9,005,495株増加し、9,010,000株となっております。さらに、2021年12月に新株予約権の行使に伴う普通株式556,000株の発行を行い、普通株式の発行済株式数は9,566,000株となっております。
3. 2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年12月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権

決議年月日	2011年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 （注） 6
新株予約権の数（個）※	100[0]（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 100[0]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	15,000（注） 4
新株予約権の行使期間※	自 2013年6月1日 至 2021年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 15,000 資本組入額 7,500
新株予約権の行使の条件※	（注） 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権は、無償で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、発行時点では当社普通株式1株であり、提出日の前月末現在では、当社普通株式2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使額}}{1 \text{株当たり調整後行使価格}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は調整前行使価格を下回る払込金額をもって募集株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式}}$$

なお、上記算式については、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における 当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数をいう。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

- ア. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいづれでもなくなった場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- イ. 新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合、法令又は当社の就業規則その他の内部規程に違反した場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ウ. 本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。

- エ. 本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- オ. 本新株予約権の行使に際し、租税特別措置法第29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定めるほか、以下の各号にすべて従うものとする。
- 1) 本新株予約権の行使は、上記に定める行使請求期間のうち、当社の取締役会もしくは株主総会で本新株予約権の発行及びその割当について決議（以下「割当決議」という。）した日の2年を経過した日から割当決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならない。
 - 2) 本新株予約権の行使にかかる上記に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - 3) 上記に定める行使価額は、本新株予約権の割当契約締結時における当社の株式1株当たりの価額に相当する金額でなければならない。
 - 4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と証券業者又は金融機関で租税特別措置法施行令で定める者（以下「証券業者等」という。）との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分にかかる信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決めにしたがって、政令で定めるところに従い、当該取得後にただちに当社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、かかる証券業者等については追って当社より本新株予約権者に通知する。
 - 5) その他租税優遇措置を受けるために法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。
- カ. 下記に定める取得事由が発生した場合には、その後新株予約権の行使を認めないものとする。
- キ. 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、またその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ク. 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により社会の信用を損ねた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ケ. 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- コ. 本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- サ. 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始又はそれに類する手続開始の申立があった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び権利の行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は0名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2014年10月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2、当社従業員 1 （注） 7
新株予約権の数（個）※	200（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 200 [400,000] （注） 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	80,000 [40] （注） 4、6
新株予約権の行使期間※	自 2016年11月1日 至 2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 80,000 [40] 資本組入額 40,000 [20] （注） 6
新株予約権の行使の条件※	（注） 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権は、無償で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、発行時点では当社普通株式1株であり、提出日の前月末現在

では、当社普通株式2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使額}}{1 \text{株当たり調整後行使価格}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。
4. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は調整前行使価格を下回る払込金額をもって募集株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式}}$$

なお、上記算式については、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における 当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数をいう。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。
- ア. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいずれでもなくなった場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- イ. 新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合、法令又は当社の就業規則その他の内部規程に違反した場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ウ. 本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- エ. 本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- オ. 本新株予約権の行使に際し、租税特別措置法第29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定めるほか、以下の各号にすべて従うものとする。
 - 1) 本新株予約権の行使は、上記に定める行使請求期間のうち、当社の取締役会もしくは株主総会で本新株予約権の発行及びその割当について決議（以下「割当決議」という。）した日の2年を経過した日から割当決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならない。
 - 2) 本新株予約権の行使にかかる上記に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - 3) 上記に定める行使価額は、本新株予約権の割当契約締結時における当社の株式1株当たりの価額に相当する金額でなければならない。
 - 4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と証券業者又は金融機関で租税特別措置法施行令で定める者（以下「証券業者等」という。）との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分にかかる信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決めにしたがって、政令で定めるところに従い、当該取得後にただちに当社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、かかる証券業者等については追って当社より本新株予約権者に通知する。
 - 5) その他租税優遇措置を受けるために法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。
- カ. 下記に定める取得事由が発生した場合には、その後新株予約権の行使を認めないものとする。
- キ. 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、またその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ク. 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により社会の信用を損ねた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ケ. 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分

を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

- コ. 本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- サ. 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始又はそれに類する手続開始の申立があった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- 6. 2021年11月22日開催の取締役会決議により、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2017年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社顧問 1、当社監査役 1 当社従業員 11 （注）7
新株予約権の数（個）※	300 [59] （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 300 [118,000] （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	300,000 [150] （注）4、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年4月1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 300,000 [150] 資本組入額 150,000 [75] （注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、無償で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、発行時点では当社普通株式1株であり、提出日の前月末現在では、当社普通株式2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使額}}{1 \text{株当たり調整後行使価格}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は調整前行使価格を下回る払込金額をもって募集株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式}}$$

なお、上記算式については、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における 当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数をいう。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

- ア. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいずれでもなくなった場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- イ. 新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合、法令又は当社の就業規則その他の内部規程に違反した場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ウ. 本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- エ. 本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- オ. 本新株予約権の行使に際し、租税特別措置法第29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定めるほか、以下の各号にすべて従うものとする。
- 1) 本新株予約権の行使は、上記に定める行使請求期間のうち、当社の取締役会もしくは株主総会で本新株予約権の発行及びその割当について決議（以下「割当決議」という。）した日の2年を経過した日から割当決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならない。
 - 2) 本新株予約権の行使にかかる上記に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - 3) 上記に定める行使価額は、本新株予約権の割当契約締結時における当社の株式1株当たりの価額に相当する金額でなければならない。
 - 4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と証券業者又は金融機関で租税特別措置法施行令で定める者（以下「証券業者等」という。）との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分にかかる信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決めにしたがって、政令で定めるところに従い、当該取得後にただちに当社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、かかる証券業者等については追って当社より本新株予約権者に通知する。
 - 5) その他租税優遇措置を受けるために法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。
- カ. 下記に定める取得事由が発生した場合には、その後新株予約権の行使を認めないものとする。
- キ. 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、またその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ク. 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により社会の信用を損ねた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ケ. 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- コ. 本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- サ. 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始又はそれに類する手続開始の申立があった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
6. 2021年11月22日開催の取締役会決議により、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職等による権利の喪失及び従業員のグループ間異動、役職変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社従業員3名、子会社従業員2名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数	外部株主（投資ファンド） 1社（注）6
新株予約権の数（個）※	50 [0] （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 50 [0]

新株予約権の行使時の払込金額（円）※	300,000（注） 4
新株予約権の行使期間※	自 2017年 7 月 1 日 至 2027年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 300,000 資本組入額 150,000
新株予約権の行使の条件※	（注） 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年 1 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権は、無償で発行しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、発行時点では当社普通株式 1 株であり、提出日の前月末現在では、当社普通株式2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{ 株当たり調整前行使額}}{1 \text{ 株当たり調整後行使価格}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は調整前行使価格を下回る払込金額をもって募集株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式}}$$

なお、上記算式については、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における 当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数をいう。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

- ア. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいずれでもなくなった場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- イ. 新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合、法令又は当社の就業規則その他の内部規程に違反した場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ウ. 本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- エ. 本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- オ. 本新株予約権の行使に際し、租税特別措置法第29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定めるほか、以下の各号にすべて従うものとする。
 - 1) 本新株予約権の行使は、上記に定める行使請求期間のうち、当社の取締役会もしくは株主総会で本新株予約権の発行及びその割当について決議（以下「割当決議」という。）した日の2年を経過した日から割当決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならない。
 - 2) 本新株予約権の行使にかかる上記に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - 3) 上記に定める行使価額は、本新株予約権の割当契約締結時における当社の株式1株当たりの価額に相

当する金額でなければならない。

- 4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と証券業者又は金融機関で租税特別措置法施行令で定める者（以下「証券業者等」という。）との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分にかかる信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決めにしたがって、政令で定めるところに従い、当該取得後にただちに当社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、かかる証券業者等については追って当社より本新株予約権者に通知する。
- 5) その他租税優遇措置を受けるために法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。
- カ. 下記に定める取得事由が発生した場合には、その後新株予約権の行使を認めないものとする。
- キ. 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、またその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ク. 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により社会の信用を損ねた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ケ. 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- コ. 本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- サ. 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始又はそれに類する手続開始の申立があった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
6. 付与対象者の権利の行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は0名となっております。

第8回新株予約権

決議年月日	2017年12月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2、子会社取締役 2、子会社従業員 5（注）7
新株予約権の数（個）※	67（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 67 [134,000]（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	300,000 [150]（注）4、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年12月26日 至 2027年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 300,000 [150] 資本組入額 150,000 [75]（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、無償で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、発行時点では当社普通株式1株であり、提出日の前月末現在では、当社普通株式2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使額}}{1 \text{株当たり調整後行使価格}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。
4. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は調整前行使価格を下回る払込金額をもって募集株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式}}$$

なお、上記算式については、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における 当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数をいう。
5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 本新株予約権者は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。
 - ア. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいづれでもなくなった場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
 - イ. 新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合、法令又は当社の就業規則その他の内部規程に違反した場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - ウ. 本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - エ. 本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - オ. 本新株予約権の行使に際し、租税特別措置法第29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定めるほか、以下の各号にすべて従うものとする。
 - 1) 本新株予約権の行使は、上記に定める行使請求期間のうち、当社の取締役会もしくは株主総会で本新株予約権の発行及びその割当について決議（以下「割当決議」という。）した日の2年を経過した日から割当決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならない。
 - 2) 本新株予約権の行使にかかる上記に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - 3) 上記に定める行使価額は、本新株予約権の割当契約締結時における当社の株式1株当たりの価額に相当する金額でなければならない。
 - 4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と証券業者又は金融機関で租税特別措置法施行令で定める者（以下「証券業者等」という。）との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分にかかる信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決めにしたがって、政令で定めるところに従い、当該取得後にただちに当社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、かかる証券業者等については追って当社より本新株予約権者に通知する。
 - 5) その他租税優遇措置を受けるために法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。
 - カ. 下記に定める取得事由が発生した場合には、その後新株予約権の行使を認めないものとする。
 - キ. 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、またその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ク. 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により社会の信用を損ねた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - ケ. 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - コ. 本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - サ. 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始又はそれに類する手続開始の申立があった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
6. 2021年11月22日開催の取締役会決議により、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入

額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失及び従業員のグループ間異動により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社従業員3名、子会社取締役2名、子会社従業員1名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2019年12月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2、子会社従業員 3 （注） 7
新株予約権の数（個）※	58 [43] （注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 58 [86,000] （注） 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	300,000 [150] （注） 4、6
新株予約権の行使期間※	自 2021年12月15日 至 2029年12月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 300,000 [150] 資本組入額 150,000 [75] （注） 6
新株予約権の行使の条件※	（注） 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、無償で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、発行時点では当社普通株式1株であり、提出日の前月末現在では、当社普通株式2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使額}}{1 \text{株当たり調整後行使価格}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。
4. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は調整前行使価格を下回る払込金額をもって募集株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式}}$$

なお、上記算式については、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における 当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数をいう。

5. 新株予約権の行使の条件は記載のとおりであります。

本新株予約権者は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

- ア. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいずれでもなくなった場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- イ. 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。

- ウ. 本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- エ. 本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- オ. 本新株予約権の行使に際し、租税特別措置法第29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定めるほか、以下の各号に全て従うものとする。
- 1) 本新株予約権の行使は、新株予約権の割当決議の日後、2年を経過した日から、10年を経過する日までの間に行使しなければならない。
 - 2) 本新株予約権の行使にかかる上記に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - 3) 上記に定める行使価額は、本新株予約権の割当契約締結時における当社の株式1株当たりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - 4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分にかかる信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決めにしたがって、政令で定めるところに従い、当該取得後ただちに当社を通じて、当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、かかる金融商品取引業者等については追って当社より本新株予約権者に通知する。
 - 5) その他租税優遇措置を受けるために会社法その他法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。
- カ. 下記に定める取得事由が発生した場合には、その後新株予約権の行使を認めないものとする。
- 1) 本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - 2) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - 3) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - 4) 本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - 5) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始又はそれに類する手続開始の申立があった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
6. 2021年11月22日開催の取締役会決議により、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職及び役職変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名、子会社取締役1名、当社従業員1名、子会社従業員1名となっております。

第10回新株予約権

決議年月日	2019年12月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1、当社監査役 1、当社業務委託先 1、当社従業員 2、子会社従業員 10
新株予約権の数（個）※	42（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 42 [84,000]（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	300,000 [150]（注）4、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年12月15日 至 2029年12月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 300,000 [150] 資本組入額 150,000 [75]（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、無償で発行しております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、発行時点では当社普通株式１株であり、提出日の前月末現在では、当社普通株式2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使額}}{1 \text{株当たり調整後行使価格}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。

４．新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は調整前行使価格を下回る払込金額をもって募集株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式}}$$

なお、上記算式については、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における 当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数をいう。

５．新株予約権の行使の条件は記載のとおりであります。

本新株予約権者は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

- ア．本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいづれでもなくなった場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- イ．本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ウ．本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- エ．本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- オ．下記に定める取得事由が発生した場合には、その後新株予約権の行使を認めないものとする。
 - １）本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ２）本新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - ３）本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - ４）本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
 - ５）本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始又はそれに類する手続開始の申立があった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ６．2021年11月22日開催の取締役会決議により、2021年12月10日付で普通株式１株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年3月31日 (注) 1	普通株式 281	普通株式 3,151	42,150	121,050	42,150	112,150
2017年7月15日 (注) 2	A種優先株式 533	普通株式 3,151 A種優先株式 533	79,950	201,000	79,950	192,100
2018年10月31日 (注) 3	B種優先株式 421	普通株式 3,151 A種優先株式 533 B種優先株式 421	94,725	295,725	94,725	286,825
2019年11月7日 (注) 4	普通株式 50	普通株式 3,201 A種優先株式 533 B種優先株式 421	25	295,750	25	286,850
2019年11月29日 (注) 5	C種優先株式 140	普通株式 3,201 A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 140	70,000	365,750	70,000	356,850
2020年1月31日 (注) 6	C種優先株式 25	普通株式 3,201 A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 165	12,500	378,250	12,500	369,350
2020年3月31日 (注) 7	C種優先株式 55	普通株式 3,201 A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 220	27,500	405,750	27,500	396,850
2020年4月21日 (注) 8	C種優先株式 20	普通株式 3,201 A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 240	10,000	415,750	10,000	406,850

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年5月20日 (注) 9	普通株式 110	普通株式 3,311 A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 240	2,250	418,000	2,250	409,100
2021年12月8日 (注) 10	普通株式 1,194 A種優先株式 △533 B種優先株式 △421 C種優先株式 △240	普通株式 4,505	—	418,000	—	409,100
2021年12月10日 (注) 11	普通株式 9,005,495	普通株式 9,010,000	—	418,000	—	409,100
2021年12月28日～ 2021年12月29日 (注) 12	普通株式 556,000	普通株式 9,566,000	41,700	459,700	41,700	450,800

(注) 1. 有償第三者割当 (普通株式) 281株

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 株式会社杏林舎、三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、当社取締役1名、個人投資家6名

2. 有償第三者割当 (A種優先株式) 533株

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合

3. 有償第三者割当 (B種優先株式) 421株

発行価格 450,000円

資本組入額 225,000円

主な割当先 INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合、マネックスベンチャーズ株式会社、株式会社エボラブルアジア (現株式会社エアトリ)、ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合

4. 新株予約権の行使による増加 (権利行使者1名) であります。

5. 有償第三者割当 (C種優先株式) 140株

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円

主な割当先 Aflac Ventures LLC、ITbook株式会社、ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合及び個人投資家2名

6. 有償第三者割当 (C種優先株式) 25株

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円

主な割当先 個人株主4名

7. 有償第三者割当 (C種優先株式) 55株

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円

主な割当先 クラシス株式会社、他個人株主2名

8. 有償第三者割当 (C種優先株式) 20株

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円
割当先 株式会社エスプール

9. 新株予約権の行使による増加（権利行使者2名）であります。
10. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の全てについて、会社法第178条の規定に基づき、2021年12月2日開催の取締役会決議により、2021年12月8日付で消却しております。
11. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式数は9,005,495株増加し、9,010,000株となっております。
12. 新株予約権の行使による増加（権利行使者2名）であります。

(4) 【所有者別状況】

2022年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	25	1	－	33	59	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	47,240	1,400	－	47,020	95,660	－
所有株式数の割合 （％）	－	－	－	49.38	1.46	－	49.15	100	－

- (注)
1. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。
 2. 2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年12月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,566,000	95,660	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,566,000	—	—
総株主の議決権	—	95,660	—

- (注) 1. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の全てについて、会社法第178条の規定に基づき、2021年12月2日開催の取締役会決議により、2021年12月8日付で消却しております。
2. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式総数は9,005,495株増加し、9,010,000株となっております。さらにその後のストックオプションの行使により、発行済株式総数は、9,566,000株となっております。
3. 2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年12月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (数)	価額の総額 (円)
取締役会 (2021年12月2日) での決議状況 (取得期間2021年12月8日)	A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 240	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 240	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の全てについて、会社法第178条の規定に基づき、2021年12月2日開催の取締役会決議により、2021年12月8日付で消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (数)	処分価額の総額 (円)	株式数 (数)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 240	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2021年12月2日開催の取締役会決議により、2021年12月8日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

当社は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討したいと考えておりますが、当面は内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当を実施しておらず、今後についても現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

なお、内部留保金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成を始めとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、毎年12月31日を基準日とする期末配当、及び毎年6月30日を基準日とする中間配当の年2回を基本方針としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会であり、中間配当は取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとして顧客、従業員、取引先、債権者、更には健康経営の実現を通じて社会全体の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社事業が持続的な発展を果たすことが不可欠であり、経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題と認識し、積極的な体制強化に取り組んでおります。

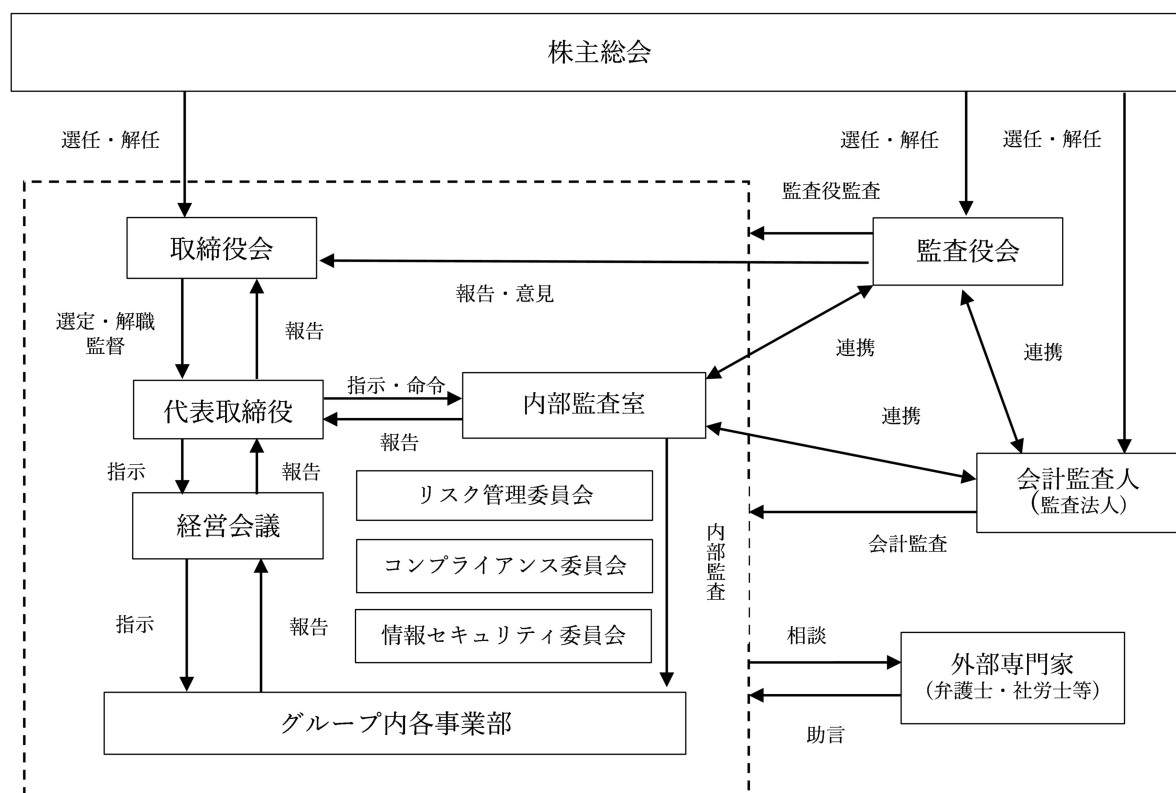
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を設置しております。

これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保し、企業活動の透明性を高めることが可能になると判断し、当該体制を採用しております。

なお、当社における企業統治の体制は、以下のとおりであります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図



a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 刀禰真之介が議長を務め、取締役 山田真弘、取締役 松本裕介、社外取締役である浅川秀治、小原毅也の計5名で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。また取締役会には、全ての監査役3名（うち社外監査役2名）が出席し、取締役の業務遂行の状況を監視できる体制となっております。

b. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 刀禰真之介が議長を務め、取締役 山田真弘、取締役 松本裕介及び株式会社Avenir取締役 新井直幸、株式会社Avenir取締役 西上祐一と管理部長 渡邊隆久で構成され、重要

な業務執行に関して審議を行っております。これに加え、各部からの現状報告と業務改善や戦略についての協議を行い、必要に応じて各部より報告者を招集しております。また、常勤監査役 中村幸雄も出席し内容を確認しております。

c. 監査役会（監査役連絡会）

当社は2021年3月の株主総会において監査役3名体制となり、監査役会を設置しております。それ以前は、任意合議体である「監査役連絡会」を設置し運営しておりました。

監査役会は常勤監査役 中村幸雄が議長を務め、社外監査役 高橋勝、及び社外監査役 森理俊の監査役3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定期的に開催し、必要に応じて追加開催することにより、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

また、常勤監査役は、経営会議及び各種委員会にも出席しており、業務執行や意思決定プロセスの妥当性等の検証を行うとともに、会計監査人及び内部監査部門から報告を受ける等、緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監視しております。

d. 会計監査人

当社は、会計監査人としてかがやき監査法人との間で監査契約を締結しており、独立した立場から適時適切な監査が実施されております。

e. 内部監査室

当社の内部監査は代表取締役社長直属の内部監査室（専任1名、兼任1名で構成）が当社の「内部監査規程」に基づき、当社グループの全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

f. リスク管理委員会

当社では、取締役管理担当 山田真弘を委員長とし、代表取締役社長 刀禰真之介、取締役 松本裕介及びAvenir取締役 新井直幸、Avenir取締役 西上祐一と管理部長 渡邊隆久で構成されるリスク管理委員会を、原則として四半期に一度開催しております。リスク管理に関する「リスク管理規程」に基づき、経営に悪影響を与える事項又はその恐れのある事項の情報収集を行い、リスクの早期発見及び防止に努めております。

g. コンプライアンス委員会

当社では、代表取締役社長 刀禰真之介が委員長を務め、取締役管理担当 山田真弘、取締役 松本裕介、及びAvenir取締役 新井直幸、Avenir取締役 西上祐一と管理部長 渡邊隆久で構成されるコンプライアンス委員会を、原則として四半期に一度開催しております。法令遵守体制の構築を目的とした「コンプライアンス規程」に基づき、法令及び社会規範の浸透、啓蒙に関する施策の確認等を行っております。

h. 情報セキュリティ委員会

当社では、取締役管理担当 山田真弘を委員長とし、代表取締役社長 刀禰真之介、取締役 松本裕介及びAvenir取締役 新井直幸、Avenir取締役 西上祐一と管理部長 渡邊隆久で構成される情報セキュリティ管理委員会を、原則として四半期に一度開催しております。「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び個人情報の適切な使用と保護を目的とした「個人情報保護規程」に基づき、情報管理体制の構築・及び情報セキュリティ教育を実施しております。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

（１）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「取締役会規程」に基づき、代表取締役社長が会社のミッションを継続的に取締役及び使用人に伝達することにより法令・定款及び社会規範を遵守してまいります。
- ②取締役会は、「コンプライアンス規程」に留意し、取締役及び使用人がコンプライアンスに取り組むための体制を整備してまいります。
- ③代表取締役社長は、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努めてまいります。
- ④取締役会は、管理部管掌取締役、常勤監査役、及び外部契約機関を通報窓口とする「内部通報規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。
- ⑤監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公平不偏な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。
- ⑥内部監査室長は、「内部監査規程」に基づき、各部署におけるコンプライアンスの状況を監査し、監査結果を定期的に代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。
- ⑦反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理については、リスクの種類ごとに担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行い、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、グループ全体に係るリスク状況の管理は、「リスク管理規程」に基づき取締役会及び代表取締役社長が行うものとします。
- ②情報セキュリティ対策、個人情報の保護に関しては、「情報セキュリティ管理規程」「個人情報保護規程」に基づき機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものといたします。
- ③経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合は、対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じることといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務遂行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。
- ②取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものといたします。
- ③取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものといたします。

(5) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することといたします。
- ②上記①に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものといたします。

③上記①に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 監査役への報告に関する体制

イ) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役及び従業員に報告を求めることができるものといたします。

②取締役、従業員は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その他通報の内容等を報告する体制を整備いたします。

③取締役は、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。

ロ) 子会社の取締役、監査役、従業員等から報告を受けたものが監査役に報告するための体制

当社グループ全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は内部通報制度を設けており、受付窓口は管理部管掌取締役、常勤監査役、及び外部契約機関に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより通報者が特定されないよう整備されております。また、当社は内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底いたします。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役と、代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることといたします。

②監査役が経営会議などの重要会議に出席し、又は稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することといたします。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築してまいります。

(12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

①当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力等排除規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底します。

②反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を構築してまいります。

③全国暴力追放運動推進センターへ2022年4月より加入予定であり、情報収集を行い、社内で情報を共有してまいります。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に関するリスク管理規程を定めると共に、リスク担当役員を委員長とするリスク管理委員会において、経営に悪影響を与える事項又はその恐れのある事項の情報収集を行い、リスクの早期発見及び防止に努めております。コンプライアンスにつきましても、法令遵守体制の構築を目的とした「コンプライアンス規程」を定めて、法令及び社会規範の浸透、啓蒙を図ってまいります。具体的には、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、施策の確認等を行っております。

c. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社では、「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ管理規程」を設け、情報セキュリティリスクに関する安全管理を実施しております。また業務上取扱う個人情報の適切な使用と保護のため、「個人情報保護規程」を設けております。これらの規程のもとで、情報管理体制の構築・及び情報セキュリティ教育を実施しております。

d. 子会社の管理及び業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に従い、管理部を主管部署として関係会社の経営成績、財政状態についての報告を受けております。

管理部は、「関係会社管理規程」に従い、子会社における内部統制状況の把握につとめており、必要に応じて改善の指導を行っております。内部監査室は、子会社に対しても内部監査を実施しており、内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行っております。

④ 責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑤ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑩ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	刀禰真之介	1979年7月26日	2002年4月 デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社(現:アビームコンサルティング株式会社)入社 2004年9月 UFJつばさ証券株式会社(現:三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2007年4月 エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社入社 2008年1月 株式会社環境エネルギー投資入社 2011年3月 株式会社Miew(現当社)設立 代表取締役社長(現任) 2014年1月 Miew system service株式会社(現株式会社Avenir)代表取締役社長(現任)	(注)3	3,506,000 (注)6
取締役 管理担当	山田真弘	1959年9月26日	1982年4月 山一證券株式会社入社 1998年2月 凸版印刷株式会社入社 1998年5月 株式会社パソナソフトバンク(現:ランスタッド株式会社)入社 2000年2月 株式会社ビューレックス入社 2000年6月 株式会社リードインベストメント取締役就任 2002年1月 U F J キャピタルマーケット証券株式会社(現:三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2005年8月 みずほ証券株式会社入社 2007年6月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 引受審査部長 2018年1月 当社顧問 2018年3月 株式会社Avenir 監査役 2018年4月 当社入社 管理部長 2019年3月 当社取締役管理部長 2020年1月 当社取締役管理担当(現任)	(注)3	140,000
取締役 デジタルマーケティング 事業部長	松本裕介	1976年4月7日	2001年4月 株式会社ファイブドアーズ入社 2002年11月 株式会社オーエムシークリエイティブ入社 2013年2月 株式会社プロトコーポレーション入社 2014年1月 株式会社ベネッセホールディングス入社 2015年9月 株式会社マッキンゼーヘルスケアワールドワイドジャパン入社 2016年1月 株式会社アルク入社 2018年7月 ワタベウェディング株式会社入社 2019年4月 当社入社 2019年9月 ITソリューション事業部長 2020年6月 当社取締役ITソリューション事業部長 2022年1月 当社取締役デジタルマーケティング事業部長(現任)	(注)3	-
取締役	浅川秀治	1961年5月23日	1989年4月 日本電信電話株式会社入社 2003年11月 マイクロソフト株式会社入社 2010年5月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社入社 担当部長 2012年5月 株式会社オウケイウェイヴ入社 メディア事業部長兼グローバル事業部長 2012年9月 同社取締役技術本部長 2018年1月 ティップパートナーソリューションズ株式会社入社(現任) 2018年3月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	小原毅也	1972年6月20日	1999年4月 株式会社日本興業銀行入行 2004年5月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 2006年6月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 2009年2月 パークレイズ証券株式会社入社 2013年5月 エッジベル・キャピタル株式会社入社 2013年5月 株式会社トボロジ 代表取締役（現任） 2013年5月 日本公共収納株式会社 代表取締役（現任） 2015年11月 オリックス株式会社 非常勤顧問（現任） 2017年12月 プリマジェスト株式会社 社外取締役（現任） 2018年7月 当社監査役 2020年6月 当社取締役（現任） 2020年11月 エイチ・シー・ネットワークス 社外取締役（現任） 2020年11月 Apresia Systems株式会社 社外取締役（現任） 2020年12月 株式会社インフォマティクス 社外取締役（現任） 2021年10月 エナジーグリッド株式会社 社外取締役（現任）	(注) 3	60,000 (注) 5
常勤監査役	中村幸雄	1960年7月5日	1984年4月 山一證券株式会社入社 1998年2月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 （現：株式会社NTTドコモ） 1998年12月 興銀証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社 2018年12月 当社入社 管理部 2019年3月 当社監査役（現任） 2019年3月 株式会社Avenir 監査役（現任）	(注) 4	60,000
監査役	高橋勝	1952年12月6日	1980年10月 等松・青木監査法人（現：有限責任監査法人トーマツ）入社 2003年6月 有限責任監査法人トーマツ代表社員 2014年4月 亜細亜大学大学院特任教授 2018年1月 CENXUS GROUP 特別顧問（現任） 2018年6月 福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2020年3月 当社監査役（現任） 2020年4月 明治大学会計専門大学院講師（現任） 2021年3月 センクス監査法人統括代表社員（現任） 2021年7月 NISSIN FOODS COMPANY LIMITED (HK LISTED COMPANY) Independent Non-executive Director（現任）	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	森理俊	1979年1月26日	2002年4月 最高裁判所司法研修所所属 司法修習生(56期) 2003年10月 第一東京弁護士会にて弁護士登録 2003年10月 AZX総合法律事務所入所 2010年1月 山本・森・松尾法律事務所入所 2011年11月 株式会社シナジードライブ 取締役(現任) 2012年12月 森法律事務所(共同代表) 2015年8月 株式会社Darma Tech Labs(現:株式会社Monozukuri Ventures) 監査役(現任) 2016年4月 株式会社フリープラス 社外取締役 2017年3月 ハックベンチャーズ株式会社 社外取締役(現任) 2017年8月 株式会社アクシス国際(現:株式会社S&W) 代表取締役(現任) 2017年9月 アクシス国際法律事務所(共同代表)(現:S&W国際法律事務所) 設立 Managing Partner 2017年10月 株式会社森ビル設立 代表取締役(現任) 2017年10月 株式会社Documentary Technologies設立 代表取締役(現任) 2018年9月 ACALL株式会社 監査役 2020年6月 株式会社AtoJ設立 代表取締役(現任) 2021年3月 当社監査役(現任)	(注) 4	-
計					3,766,000

- (注) 1. 取締役 浅川秀治、小原毅也は、社外取締役であります。
2. 監査役 高橋勝及び監査役 森理俊は、社外監査役であります。
3. 2021年12月10日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2021年12月10日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役 小原毅也の所有株式数は、同氏が出資持分98.0%を保有する合同会社ふくりが所有する普通株式60,000株を含んでおります。
6. 代表取締役社長 刀禰真之介の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるSTONE株式会社が所有する普通株式30,000株を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は2名であります。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役の浅川秀治と当社との関係には、特別な人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は会社経営に関して豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で監督、提言を行うことが可能であると判断しております。

社外監査役の高橋勝と当社との関係には、特別な人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は会計分野に関して豊富な経験と幅広い知見を有しており、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の森理俊と当社との関係には、特別な人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は弁護士の資格を持ち、法律について豊富な知識・経験を有するほか、企業経営の経験も活かし、当社のコーポレートガバナンスの強化に努めております。

社外取締役の小原毅也が代表取締役を務める株式会社トプロジは、当社がプログラム・プロダクトリース契約を締結しているソフトウェア製品の開発元であります。また、同氏が出資持分98.0%を保有する合同会社ふくりは、当社の普通株式60,000株を所有しております。なお、同氏と当社との関係には、特別な人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役・社外監査役は、経営者、公認会計士、弁護士等としての豊富な経験、知見に基づき、当社の経営全般に対して、独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことで、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会を通じて、会計監査人及び内部監査室との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて情報交換を行う事で、経営監査・監督機能の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、2021年3月の株主総会において監査役3名体制になったことに伴い、監査役会を設置しております。

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役（社外）2名で構成されております。なお、2021年3月の株主総会以前においては、任意合議体である「監査役連絡会」を設置しており、常勤監査役及び非常勤監査役（社外）各1名で構成されております。監査役は、取締役会に出席するほか、取締役会開催前に定期的に監査役会（監査役連絡会）を開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、必要に応じ監査役会を追加開催しております。

常勤監査役は、経営会議にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証及び内部統制システムの整備状況について業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

なお、常勤監査役の中村幸雄は、証券会社において、通算26年にわたり引受審査業務に従事し、非常勤監査役高橋勝は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、非常勤監査役森理俊は、弁護士の資格を有し、法律に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。

会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、原則四半期に1回程度、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。

2020年12月期において当社は監査役連絡会を18回開催しており、常勤監査役中村幸雄は、全18回中18回、非常勤監査役 高橋 勝は全18回中18回出席しました。

2021年12月期において当社は監査役会を12回開催しており、常勤監査役中村幸雄は全12回中12回、非常勤監査役高橋勝は全12回中12回、非常勤監査役森理俊は全12回中12回出席しました。また、監査役連絡会を5回開催しており、常勤監査役中村幸雄は、全5回中5回、非常勤監査役高橋勝は全5回中5回出席しました。

監査役会（監査役連絡会）における主な検討事項は、監査方針・監査計画、重点監査項目、及び月次取締役会における「監査役からの報告」の報告内容等であります。

また、常勤監査役の活動として、取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席、社内決裁文書の閲覧、重要な報告の聴取や、会計監査人からの報告の聴取等の活動を行っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室（専任1名、兼任1名で構成）を設置し、実施しております。

内部監査室長と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席する事によって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には、監査役、内部監査室長と会計監査人との間では、四半期に1回会合を開催することとしており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

かがやき監査法人

b. 継続監査期間

第9期より2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 奥村 隆志

指定社員業務執行社員 林 克則

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他1名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査役会で定める外部会計監査人候補者選定及び評価基準に基づき、監査法人に必要とされる独立性、専門性並びに当社の事業規模に適した監査及び監査費用の相当性等を総合的に勘案し、選任しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は監査役会で定める外部会計監査人候補者選定及び評価基準に加え、日本監査役協会が公表する

「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	8,000	—	8,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	8,000	—	8,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、監査法人から提示される監査計画の内容をもとに、当社の事業規模、監査内容、監査時間等を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、提示された監査項目及び見積り監査時間と過去の実績を慎重に比較検討し監査法人の報酬として相当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各役員の報酬額は、当社の安定的な収益の拡大と企業価値の向上に寄与するよう、評価指標を選択し、会社業績と経営に対する貢献度に連動した報酬体系としております。報酬等の水準については、外部調査機関の役員報酬調査データを用いて同業他社との客観的な比較検証を行い、当社役員として果たすべき職責に相応しい水準としております。

なお、取締役の報酬額については取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬額については監査役の協議にて決定しております。また、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2019年3月開催の株主総会で決議をしており、決議の内容は、取締役報酬は年額7,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）、監査役報酬は年額1,500万円以内であります。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の 員数（名）
		固定報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	24,000	24,000	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000	—	—	—	1
社外役員	1,800	1,800	—	—	—	3

(注) 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員は、取締役（デジタルマーケティング事業部長）1名であり、その全額を使用人分給与としており、役員報酬としては受領しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

- ① 投資株式の区分の基準及び考え方
該当事項はありません。
- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。
- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)及び当連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)及び当事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年1月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、かがやき監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	106,046	188,808
売掛金	72,221	117,201
仕掛品	84	160
貯蔵品	—	155
前払費用	10,401	12,105
その他	1,164	970
貸倒引当金	△778	△2,544
流動資産合計	189,139	316,857
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	2,085	2,085
減価償却累計額	△706	△918
建物附属設備（純額）	1,378	1,167
工具、器具及び備品	7,437	7,924
減価償却累計額	△3,224	△5,166
工具、器具及び備品（純額）	4,213	2,758
有形固定資産合計	5,591	3,926
無形固定資産		
ソフトウェア	26,196	45,315
ソフトウェア仮勘定	2,500	4,051
無形固定資産合計	28,696	49,367
投資その他の資産		
出資金	—	10
長期前払費用	646	1,137
差入保証金	3,690	3,149
投資その他の資産合計	4,336	4,297
固定資産合計	38,625	57,590
資産合計	227,765	374,447

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,977	54,338
短期借入金	※ 10,000	※ 20,000
1年内返済予定の長期借入金	48,066	18,246
リース債務	916	12,668
未払金	39,922	59,369
未払法人税等	2,771	4,315
未払消費税等	7,734	19,328
前受金	1,078	6,944
預り金	8,073	7,946
返金引当金	439	1,836
流動負債合計	152,978	204,993
固定負債		
長期借入金	26,211	157,245
リース債務	1,833	14,522
固定負債合計	28,044	171,767
負債合計	181,023	376,761
純資産の部		
株主資本		
資本金	365,750	415,750
資本剰余金	356,830	406,830
利益剰余金	△675,837	△824,894
株主資本合計	46,742	△2,314
純資産合計	46,742	△2,314
負債純資産合計	227,765	374,447

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	250,167
売掛金	188,180
仕掛品	168
貯蔵品	150
前払費用	12,093
その他	939
貸倒引当金	△3,407
流動資産合計	448,291

固定資産

有形固定資産

建物附属設備	2,085
減価償却累計額	△1,045
建物附属設備（純額）	1,040
工具、器具及び備品	9,314
減価償却累計額	△6,510
工具、器具及び備品（純額）	2,804
有形固定資産合計	3,844

無形固定資産

ソフトウェア	31,550
ソフトウェア仮勘定	16,610
無形固定資産合計	48,160

投資その他の資産

出資金	31
長期前払費用	408
差入保証金	2,743
投資その他の資産合計	3,184

固定資産合計

固定資産合計	55,189
--------	--------

資産合計

資産合計	503,480
------	---------

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	64,100
短期借入金	30,000
1年内返済予定の長期借入金	27,998
リース債務	12,841
未払金	40,945
未払法人税等	6,409
未払消費税等	28,349
前受金	14,453
預り金	2,329
返金引当金	2,938
その他	0
流動負債合計	230,367
固定負債	
長期借入金	151,375
リース債務	4,869
固定負債合計	156,244
負債合計	386,611
純資産の部	
株主資本	
資本金	418,000
資本剰余金	409,080
利益剰余金	△710,211
株主資本合計	116,868
純資産合計	116,868
負債純資産合計	503,480

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	646,306	947,040
売上原価	307,806	495,462
売上総利益	338,500	451,578
販売費及び一般管理費	※ 564,041	※ 597,013
営業損失(△)	△225,541	△145,435
営業外収益		
受取利息	1	1
助成金収入	950	575
雑収入	1,020	82
営業外収益合計	1,972	658
営業外費用		
支払利息	1,770	2,554
支払保証料	285	288
雑損失	—	1
営業外費用合計	2,056	2,845
経常損失(△)	△225,625	△147,621
税金等調整前当期純損失(△)	△225,625	△147,621
法人税、住民税及び事業税	580	1,434
法人税等合計	580	1,434
当期純損失(△)	△226,205	△149,056
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△226,205	△149,056

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純損失(△)	△226,205	△149,056
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
包括利益	△226,205	△149,056
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△226,205	△149,056
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
売上高	1,003,942
売上原価	498,049
売上総利益	505,893
販売費及び一般管理費	385,151
営業利益	120,742
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	216
消費税還付金	850
雑収入	46
営業外収益合計	1,114
営業外費用	
支払利息	1,670
支払保証料	179
営業外費用合計	1,850
経常利益	120,006
税金等調整前四半期純利益	120,006
法人税、住民税及び事業税	5,323
法人税等合計	5,323
四半期純利益	114,683
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	114,683

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	114,683
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	—
四半期包括利益	114,683
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	114,683
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	295,725	286,805	△449,632	132,897	132,897
当期変動額					
新株の発行	70,025	70,025	—	140,050	140,050
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△226,205	△226,205	△226,205
当期変動額合計	70,025	70,025	△226,205	△86,155	△86,155
当期末残高	365,750	356,830	△675,837	46,742	46,742

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	365,750	356,830	△675,837	46,742	46,742
当期変動額					
新株の発行	50,000	50,000	—	100,000	100,000
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△149,056	△149,056	△149,056
当期変動額合計	50,000	50,000	△149,056	△49,056	△49,056
当期末残高	415,750	406,830	△824,894	△2,314	△2,314

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△225,625	△147,621
減価償却費	20,137	25,199
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△8,941	1,765
返金引当金の増減額 (△は減少)	439	1,397
受取利息	△1	△1
支払利息	1,770	2,554
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,758	△44,980
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△84	△230
前払費用の増減額 (△は増加)	△8,943	△1,704
長期前払費用の増減額 (△は増加)	285	△491
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,916	20,361
未払金の増減額 (△は減少)	30,238	19,230
前受金の増減額 (△は減少)	1,078	5,865
未払消費税等の増減額 (△は減少)	7,543	11,593
その他	14,622	△10,220
小計	△164,321	△117,281
利息の受取額	1	1
利息の支払額	△1,770	△2,554
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△113	110
営業活動によるキャッシュ・フロー	△166,204	△119,724
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,965	△487
無形固定資産の取得による支出	—	△145
その他	—	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,965	△642
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	10,000
長期借入金の借入れによる収入	40,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△62,512	△48,786
株式の発行による収入	139,530	99,379
リース債務の返済による支出	△916	△7,464
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,101	203,129
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△53,068	82,761
現金及び現金同等物の期首残高	159,114	106,046
現金及び現金同等物の期末残高	※1 106,046	※1 188,808

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結しております。

連結子会社の名称

株式会社Avenir

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 返金引当金

当社は、紹介した求職者が入社後短期間で退職した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の一部を返金する制度を設けております。当該返金の支払に備えるため、過去の実績を基礎として算出した返金に伴う損失見込み額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結しております。

連結子会社の名称

株式会社Avenir

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 返金引当金

当社は、紹介した求職者が入社後短期間で退職した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の一部を返金する制度を設けております。当該返金の支払に備えるため、過去の実績を基礎として算出した返金に伴う損失見込み額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

（4）連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（5）その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「たな卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

- ・「たな卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有するたな卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「たな卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「たな卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有するたな卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（新型コロナウイルスの影響による会計上の見積りについて）

新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、今後の収束時期を正確に予測することは極めて困難な状況にあります。本書提出日現在において、当該感染症による当社グループの事業に重要な影響は生じていないことから、影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額の総額	10,000千円	20,000千円
借入実行残高	10,000	20,000
差引額	-	-

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料及び手当	222,557千円	197,845千円
広告宣伝費	100,203	147,647
貸倒引当金繰入額	△8,941	1,765
役員報酬	30,825	31,800
法定福利費	43,057	35,741
医師募集費	30,407	20,276
旅費交通費	17,529	16,903
管理諸費	37,792	39,944
減価償却費	20,137	25,199

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	3,151	50	-	3,201
A種優先株式	533	-	-	533
B種優先株式	421	-	-	421
C種優先株式(注) 2	-	140	-	140
合計	4,105	190	-	4,295

(注) 1. 普通株式の株式数の増加50株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. C種優先株式の株式数の増加140株は、第三者割当増資による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,201	-	-	3,201
A種優先株式	533	-	-	533
B種優先株式	421	-	-	421
C種優先株式(注)	140	100	-	240
合計	4,295	100	-	4,395

(注) C種優先株式の株式数の増加100株は、第三者割当増資による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	106,046千円	188,808千円
現金及び現金同等物	106,046	188,808

2 重要な非資金取引

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
ファイナンスリースに係る資産及び債務の額	2,500千円	32,034千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

無形固定資産

主としてメンタルヘルスソリューション事業におけるクラウドサービス用ソフトウェア（「ソフトウェア」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

無形固定資産

主としてメンタルヘルスソリューション事業におけるクラウドサービス用ソフトウェア（「ソフトウェア」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入を行っておりますが、これは主として運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。差入保証金は、本社オフィスの賃貸契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等によるリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクについては、社内規程に従い、期日・残高管理を行っており、定期的な信用状況を把握する体制としております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	106,046	106,046	-
(2) 売掛金	72,221	72,221	-
資産計	178,267	178,267	-
(1) 買掛金	33,977	33,977	-
(2) 短期借入金	10,000	10,000	-
(3) 未払金	39,922	39,922	-
(4) 未払法人税等	2,771	2,771	-
(5) 未払消費税等	7,734	7,734	-
(6) 長期借入金（1年以内返済予定の 長期借入金を含む）	74,277	73,155	△1,121
(7) リース債務（短期リース債務を含 む）	2,750	2,750	-
負債計	171,431	170,309	△1,121

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等及び(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
差入保証金	3,690

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	106,046	-	-	-
売掛金	72,221	-	-	-
合計	178,267	-	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	48,066	16,806	6,608	2,797	-	-
リース債務	916	916	917	-	-	-

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入を行っておりますが、これは主として運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。差入保証金は、本社オフィスの賃貸契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、社内規程に従い、期日・残高管理を行っており、定期的な信用状況を把握する体制としております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	188,808	188,808	-
(2) 売掛金	117,201	117,201	-
資産計	306,010	306,010	-
(1) 買掛金	54,338	54,338	-
(2) 短期借入金	20,000	20,000	-
(3) 未払金	59,369	59,369	-
(4) 未払法人税等	4,315	4,315	-
(5) 未払消費税等	19,328	19,328	-
(6) 長期借入金（1年以内返済予定の 長期借入金を含む）	175,491	166,306	△9,184
(7) リース債務（短期リース債務を含 む）	27,190	27,190	-
負債計	360,033	350,848	△9,184

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等及び(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) リース債務（1年以内返済予定を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	10
差入保証金	3,149

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	188,808	-	-	-
売掛金	117,201	-	-	-
合計	306,010	-	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	18,246	24,236	28,810	26,691	26,352	51,156
リース債務	12,668	12,817	1,705	-	-	-

(有価証券関係)

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名	当社取締役2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 400,000株
付与日	2011年3月31日	2011年5月31日
権利確定条件	①本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいずれでもなくなった場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。 ②本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2013年4月1日 至 2021年3月31日	自 2013年6月1日 至 2021年5月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員1名	当社取締役1名 当社顧問1名 当社監査役1名 当社従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 700,000株	普通株式 800,000株
付与日	2014年10月31日	2017年4月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2016年11月1日 至 2024年10月31日	自 2019年4月1日 至 2027年3月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	外部株主（投資ファンド） 1社	当社従業員2名 子会社取締役2名 子会社従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 100,000株	普通株式 144,000株
付与日	2017年6月23日	2017年12月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2027年6月30日	自 2019年12月26日 至 2027年12月25日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名 子会社従業員3名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社業務委託先1名 当社従業員1名 子会社従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 116,000株	普通株式 84,000株
付与日	2019年12月14日	2019年12月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2021年12月15日 至 2029年12月14日	自 2019年12月15日 至 2029年12月14日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年12月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	100,000	200,000	400,000
権利確定	—	—	—
権利行使	100,000	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	200,000	400,000

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	600,000	—	138,000
付与	—	—	—
失効	—	—	2,000
権利確定	600,000	—	136,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	100,000	—
権利確定	600,000	—	136,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	600,000	100,000	136,000

	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	116,000	84,000
失効	—	—
権利確定	—	84,000
未確定残	116,000	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	84,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	84,000

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	0.5	7.5	40
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150	150
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式を総合的に勘案して算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 円
- ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 — 円

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名	当社取締役2名 当社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 400,000株	普通株式 700,000株
付与日	2011年5月31日	2014年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2013年6月1日 至 2021年5月31日	自 2016年11月1日 至 2024年10月31日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問1名 当社監査役1名 当社従業員11名	外部株主（投資ファンド） 1社
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 800,000株	普通株式 100,000株
付与日	2017年4月1日	2017年6月23日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2019年4月1日 至 2027年3月31日	自 2017年7月1日 至 2027年6月30日

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2 名 子会社取締役 2 名 子会社従業員 5 名	当社従業員 2 名 子会社従業員 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 144,000株	普通株式 116,000株
付与日	2017年12月25日	2019年12月14日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2019年12月26日 至 2027年12月25日	自 2021年12月15日 至 2029年12月14日

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社監査役 1 名 当社業務委託先 1 名 当社従業員 2 名 子会社従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 84,000株
付与日	2019年12月14日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2019年12月15日 至 2029年12月14日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2021年12月10日付で普通株式 1 株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	200,000	400,000	600,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	200,000	400,000	600,000

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	116,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	116,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	100,000	136,000	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	2,000	—
未行使残	100,000	134,000	—

	第10回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	84,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	84,000

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	7.5	40	150
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150	150
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	150
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式を総合的に勘案して算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 円
- ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 — 円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	670千円
貸倒引当金	298
返品引当金	151
資産除去債務に係る減価償却費	165
税務上の繰越欠損金(注) 2	63,313
繰延税金資産小計	64,600
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△63,313
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,287
評価性引当額合計(注) 1	△64,600
繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(注)	31	64	482	355	4,410	57,969	63,313
評価性引当額	△31	△64	△482	△355	△4,410	△57,969	△63,313
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当連結会計年度（2020年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	895千円
貸倒引当金	641
返品引当金	635
資産除去債務に係る減価償却費	331
繰延資産	12,495
税務上の繰越欠損金（注）2	101,564
繰延税金資産小計	116,563
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△101,564
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,999
評価性引当額合計（注）1	△116,563
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

（注）1. 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（注）	64	482	355	3,967	6,006	90,688	101,564
評価性引当額	△64	△482	△355	△3,967	△6,006	△90,688	△101,564
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（注）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、オフィスの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務としております。

なお、貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務に変えて、当該不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りに当たり、使用見込期間は、本社3階部分は4年、本社4階部分は8年を用いております。また、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は540千円であり、当連結会計年度末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は1,647千円であります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは、オフィスの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務としております。

なお、貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務に変えて、当該不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りに当たり、使用見込期間は、本社3階部分は4年、本社4階部分は8年を用いております。また、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は540千円であり、当連結会計年度末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は2,188千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、サービス提供形態を考慮した事業セグメントから構成されており、「メンタルヘルスソリューション事業」「メディカルキャリア支援事業」「ITソリューション事業」を報告セグメントとしております。

メンタルヘルスソリューション事業では、企業におけるメンタルヘルス対策として、厚生労働省が提唱する「4つのケア（「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア）」」を実践するため、メンタルヘルスケアに特化したクラウドサービス「ELPIS」、産業医や保健師と契約し産業医業務を提供する「産業医クラウド」サービスを展開しております。メディカルキャリア支援事業は、医師に主軸を置きながら医療従事者全般の求人求職支援サービスを展開しております。ITソリューション事業は、当社が行っており、医学会向けサービス、Webマーケティング支援サービスで構成されております。

なお、2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	メンタル ヘルスソ リユーシ ョン 事業	メディカル キャリア支 援 事業	ITソリユー ション 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	485,311	87,064	73,930	646,306	-	646,306	-	646,306
セグメント間の内部 売上高又は振替高	787	-	33,583	34,371	76,712	111,083	△111,083	-
計	486,098	87,064	107,513	680,677	76,712	757,389	△111,083	646,306
セグメント利益 又はセグメント損失 (△)	△45,005	△75,102	19,025	△101,081	-	△101,081	△124,459	△225,541
その他の項目								
減価償却費	17,177	-	-	17,177	-	17,177	2,959	20,137

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に経営指導料であります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△124,459千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

4. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

5. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、サービス提供形態を考慮した事業セグメントから構成されており、「メンタルヘルスソリューション事業」「メディカルキャリア支援事業」「ITソリューション事業」を報告セグメントとしております。

メンタルヘルスソリューション事業では、企業におけるメンタルヘルス対策として、厚生労働省が提唱する「4つのケア（「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア）」」を実践するため、メンタルヘルスケアに特化したクラウドサービス「ELPIS」、産業医や保健師と契約し産業医業務を提供する「産業医クラウド」サービスを展開しております。メディカルキャリア支援事業は、医師に主軸を置きながら医療従事者全般的な求人求職支援サービスを展開しております。ITソリューション事業は、当社が行っており、医学会向けサービス、Webマーケティング支援サービスで構成されております。

なお、2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	メンタル ヘルスソ リユーシ ョン 事業	メディカル キャリア支 援 事業	ITソリユー ション 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	738,132	120,891	88,016	947,040	-	947,040	-	947,040
セグメント間の内部 売上高又は振替高	912	-	71,632	72,544	94,463	167,008	△167,008	-
計	739,045	120,891	159,648	1,019,585	94,463	1,114,049	△167,008	947,040
セグメント利益又はセ グメント損失（△）	△47,448	△56,459	△4,872	△108,780	-	△108,780	△36,655	△145,435
その他の項目								
減価償却費	22,472	-	-	22,472	-	22,472	2,727	25,199

（注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に経営指導料であります。

2. セグメント損失（△）の調整額△36,655千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。

3. セグメント損失（△）は、連結損益計算書の営業損失（△）と調整を行っております。

4. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

5. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客に対する売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客に対する売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	刀禰 真之介	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 33.1	債務被保証	当社本社の賃貸借契約の債務被保証（連帯保証）（注） 1	11,976	賃料（未払金）	998
							銀行等からの借入契約の債務被保証（連帯保証）（注） 2	84,277	短期借入金 長期借入金	10,000 74,277

- （注） 1. 本社オフィスの賃貸借契約に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、賃料の取引金額には年間賃貸料、期末残高には未払金残高を記載しております。
2. 銀行借入等に対して、債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額及び期末残高には借入金残高を記載しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	刀禰 真之介	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 32.4	債務被保証	当社本社の賃貸借契約の債務被保証（連帯保証）（注） 1	11,976	賃料（未払金）	998
							銀行等からの借入契約の債務被保証（連帯保証）（注） 2	195,491	短期借入金 長期借入金	20,000 175,491

- （注） 1. 本社オフィスの賃貸借契約に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、賃料の取引金額には年間賃貸料、期末残高には未払金残高を記載しております。
2. 銀行借入等に対して、債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額及び期末残高には借入金残高を記載しております。

（1株当たり情報）

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	△51.53円
1株当たり当期純損失金額(△)	△27.42円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
2. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 当社は、1株当たり純資産額の算定に当たっては、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純損失金額	
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (△) (千円)	△226,205
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失金額(△)(千円)	△226,205
期中平均株式数(株)	8,250,383
(うち普通株式数)(株)	6,317,068
(うちA種優先株式数)(株)	1,066,000
(うちB種優先株式数)(株)	842,000
(うちC種優先株式数)(株)	25,315
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権7種類(818個) これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ス tockオプション制度の内容」に 記載のとおりであります。

- (注) 種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり当期純損失金額(△)の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	△67.31円
1株当たり当期純損失金額（△）	△17.04円

- （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
2. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 当社は、1株当たり純資産額の算定に当たっては、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純損失金額	
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (△) (千円)	△149,056
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失金額 (△) (千円)	△149,056
期中平均株式数 (株)	8,746,721
(うち普通株式数) (株)	6,402,000
(うちA種優先株式数) (株)	1,066,000
(うちB種優先株式数) (株)	842,000
(うちC種優先株式数) (株)	436,721
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権7種類 (817個) これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ス tockオプション制度の内容」に 記載のとおりであります。

- （注）種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり当期純損失金額（△）の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 種類株式の廃止

当社は、2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更いたしました。

(1) 変更前の株式の種類及び数

普通株式	3,311株
A種優先株式	533株
B種優先株式	421株
C種優先株式	240株

(2) 変更後の株式の種類及び数

普通株式	4,505株
------	--------

また、当社は、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を廃止いたしました。

2. 単元株制度の導入

当社は、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年12月10日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 株式分割

当社は、2021年11月22日開催の取締役会に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2021年12月10日付で次の株式分割を行っております。

(1) 分割の割合

2021年12月9日における最終の株主名簿に記載された株主の所有する当社普通株式1株を2,000株に分割する。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	4,505株
②今回の分割により増加する株式数	9,005,495株
③株式分割後の発行済株式総数	9,010,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	36,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

4. 新株予約権の行使による増資

当社が発行した第6回新株予約権及び第7回新株予約権につき、一部行使が行われております。当該新株予約権の行使により発行した株式の概要等は以下のとおりであります。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
新株予約権の行使日	2021年12月28日	2021年12月29日
行使新株予約権の数	228個	50個
交付株式数	普通株式 456,000株	普通株式 100,000株
行使価格総額	68,400千円	15,000千円
資本金の増加額	34,200千円	7,500千円
資本準備金の増加額	34,200千円	7,500千円

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルスの影響による会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、今後の収束時期を正確に予測することは極めて困難な状況にあります。本書提出日現在において、当該感染症による当社グループの事業に重要な影響は生じていないことから、影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自2021年1月1日 至2021年9月30日)
減価償却費	17,166千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	メンタルヘル スソリューション事業	メディカルキ ャリア支援事 業	デジタルマー ケティング 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	776,204	138,731	89,007	1,003,942	-	1,003,942	-	1,003,942
セグメント間の内部 売上高又は振替高	475	-	33,223	33,698	70,703	104,402	△104,402	-
計	776,679	138,731	122,230	1,037,641	70,703	1,108,345	△104,402	1,003,942
セグメント利益	108,457	33,157	12,465	154,080	-	154,080	△33,338	120,742

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に経営指導料であります。

2. セグメント利益の調整額△33,338千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益	12円89銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	114,683
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	114,683
普通株式の期中平均株式数(株)	8,897,985
(うち普通株式数)(株)	6,509,985
(うちA種優先株式数)(株)	1,066,000
(うちB種優先株式数)(株)	842,000
(うちC種優先株式数)(株)	480,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 普通株式の期中平均株式数は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のA、B、C種優先株式を含めております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通

株式に変更しております。また、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 種類株式の廃止

当社は、2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更いたしました。

(1) 変更前の株式の種類及び数

普通株式	3,311株
A種優先株式	533株
B種優先株式	421株
C種優先株式	240株

(2) 変更後の株式の種類及び数

普通株式	4,505株
------	--------

また、当社は、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を廃止いたしました。

2. 単元株制度の導入

当社は、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年12月10日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 株式分割

当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2021年12月10日付で次の株式分割を行っております。

(1) 分割の割合

2021年12月9日における最終の株主名簿に記載された株主の所有する当社普通株式1株を2,000株に分割する。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	4,505株
②今回の分割により増加する株式数	9,005,495株
③株式分割後の発行済株式総数	9,010,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	36,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

4. 新株予約権の行使による増資

当社が発行した第6回新株予約権及び第7回新株予約権につき、一部行使が行われております。当該新株予約権の行使により発行した株式の概要等は以下のとおりであります。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
新株予約権の行使日	2021年12月28日	2021年12月29日
行使新株予約権の数	228個	50個
交付株式数	普通株式 456,000株	普通株式 100,000株
行使価格総額	68,400千円	15,000千円
資本金の増加額	34,200千円	7,500千円
資本準備金の増加額	34,200千円	7,500千円

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,000	20,000	2.6	—
1年以内に返済予定の長期借入金	48,066	18,246	2.1	—
1年以内に返済予定のリース債務	916	12,668	2.0	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	26,211	157,245	1.2	2022年～2030年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,833	14,522	2.0	2022年～2023年
合計	87,027	222,682	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	24,236	28,810	26,691	26,352
リース債務	12,817	1,705	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2022年2月9日開催の取締役会において承認された第11期連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 連結財務諸表
イ 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	188,808	423,499
売掛金	117,201	147,240
仕掛品	160	201
貯蔵品	155	136
前払費用	12,105	11,619
その他	970	405
貸倒引当金	△2,544	△2,666
流動資産合計	316,857	580,435
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	2,085	2,085
減価償却累計額	△918	△1,083
建物附属設備（純額）	1,167	1,002
工具、器具及び備品	7,924	10,706
減価償却累計額	△5,166	△7,907
工具、器具及び備品（純額）	2,758	2,798
有形固定資産合計	3,926	3,801
無形固定資産		
ソフトウェア	45,315	42,820
ソフトウェア仮勘定	4,051	690
無形固定資産合計	49,367	43,510
投資その他の資産		
出資金	10	31
長期前払費用	1,137	370
差入保証金	3,149	2,608
繰延税金資産	—	32,862
投資その他の資産合計	4,297	35,873
固定資産合計	57,590	83,185
資産合計	374,447	663,620

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,338	68,648
短期借入金	※ 20,000	—
1年内返済予定の長期借入金	18,246	30,376
リース債務	12,668	12,817
未払金	59,369	94,273
未払法人税等	4,315	10,121
未払消費税等	19,328	35,072
前受金	6,944	13,658
預り金	7,946	2,536
返金引当金	1,836	3,373
流動負債合計	204,993	270,876
固定負債		
長期借入金	157,245	143,619
リース債務	14,522	1,705
固定負債合計	171,767	145,324
負債合計	376,761	416,201
純資産の部		
株主資本		
資本金	415,750	459,700
資本剰余金	406,830	450,780
利益剰余金	△824,894	△663,060
株主資本合計	△2,314	247,419
純資産合計	△2,314	247,419
負債純資産合計	374,447	663,620

ロ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	947,040	1,453,508
売上原価	495,462	683,786
売上総利益	451,578	769,722
販売費及び一般管理費	※ 597,013	※ 631,440
営業利益又は営業損失(△)	△145,435	138,281
営業外収益		
受取利息	1	2
助成金収入	575	216
消費税還付金	—	850
雑収入	82	215
営業外収益合計	658	1,283
営業外費用		
支払利息	2,554	2,152
支払保証料	288	218
和解金支払	—	1,000
雑損失	1	143
営業外費用合計	2,845	3,514
経常利益又は経常損失(△)	△147,621	136,051
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△147,621	136,051
法人税、住民税及び事業税	1,434	7,080
法人税等調整額	—	△32,862
法人税等合計	1,434	△25,782
当期純利益又は当期純損失(△)	△149,056	161,833
非支配株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△149,056	161,833

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△149,056	161,833
その他の包括利益	—	—
その他の包括利益合計	—	—
包括利益	△149,056	161,833
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△149,056	161,833
非支配株主に係る包括利益	—	—

ハ 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	365,750	356,830	△675,837	46,742	46,742
当期変動額					
新株の発行	50,000	50,000	—	100,000	100,000
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△149,056	△149,056	△149,056
当期変動額合計	50,000	50,000	△149,056	△49,056	△49,056
当期末残高	415,750	406,830	△824,894	△2,314	△2,314

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	415,750	406,830	△824,894	△2,314	△2,314
当期変動額					
新株の発行	43,950	43,950	—	87,900	87,900
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	161,833	161,833	161,833
当期変動額合計	43,950	43,950	161,833	249,733	249,733
当期末残高	459,700	450,780	△663,060	247,419	247,419

ニ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△147,621	136,051
減価償却費	25,199	23,924
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,765	121
返金引当金の増減額(△は減少)	1,397	1,537
受取利息	△1	△2
支払利息	2,554	2,152
売上債権の増減額(△は増加)	△44,980	△30,038
たな卸資産の増減額(△は増加)	△230	△21
前払費用の増減額(△は増加)	△1,704	486
長期前払費用の増減額(△は増加)	△491	767
仕入債務の増減額(△は減少)	20,361	14,309
未払金の増減額(△は減少)	19,230	34,921
前受金の増減額(△は減少)	5,865	6,713
未払消費税等の増減額(△は減少)	11,593	15,744
その他	△10,220	△1,098
小計	△117,281	205,570
利息の受取額	1	2
利息の支払額	△2,554	△2,152
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	110	△1,275
営業活動によるキャッシュ・フロー	△119,724	202,144
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△487	△2,781
無形固定資産の取得による支出	△145	△17,981
その他	△10	△21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△642	△20,785
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	10,000	△20,000
長期借入金の借入れによる収入	150,000	20,000
長期借入金の返済による支出	△48,786	△21,496
株式の発行による収入	99,379	87,496
リース債務の返済による支出	△7,464	△12,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	203,129	53,331
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	82,761	234,691
現金及び現金同等物の期首残高	106,046	188,808
現金及び現金同等物の期末残高	188,808	※ 423,499

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結しております。

連結子会社の名称

株式会社Avenir

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 返金引当金

当社は、紹介した求職者が入社後短期間で退職した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の一部を返金する制度を設けております。当該返金の支払に備えるため、過去の実績を基礎として算出した返金に伴う損失見込み額を売上高より直接控除する方法により計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 32,862千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性の判断をしておりません。

②主要な仮定

将来の課税所得に関する予測は、過去の実績や中期経営企画の売上見込み等を総合的に判断して行っております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

経営環境等の変化により、課税所得の見積りの変更が必要になった場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「たな卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「たな卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有するたな卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（新型コロナウイルスの影響による会計上の見積りについて）

新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、今後の収束時期を正確に予測することは極めて困難な状況にあります。本書提出日現在において、当該感染症による当社グループの事業に重要な影響は生じていないことから、影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度
(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

給料及び手当	249,946千円
広告宣伝費	101,406
貸倒引当金繰入額	121
役員報酬	32,652
法定福利費	36,396
医師募集費	57,468
旅費交通費	13,033
支払手数料	26,306
減価償却費	23,924

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1、2、3	3,201	9,562,799	—	9,566,000
A種優先株式(注) 1	533	—	533	—
B種優先株式(注) 1	421	—	421	—
C種優先株式(注) 1	240	—	240	—
合計	4,395	9,562,799	1,194	9,566,000

(注) 1. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の全てについて、会社法第178条の規定に基づき、2021年12月2日開催の取締役会決議により、2021年12月8日付で消却しております。

2. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式数は9,005,495株増加し、9,010,000株となっております。

3. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が2021年5月20日に220,000株(株式分割後)、2021年12月28日に456,000株(株式分割後)、2021年12月29日に100,000株(株式分割後)の合計776,000株(株式分割後)増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	423,499千円
現金及び現金同等物	423,499

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

無形固定資産

主としてメンタルヘルスソリューション事業におけるクラウドサービス用ソフトウェア（「ソフトウェア」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入を行っておりますが、これは主として運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。差入保証金は、本社オフィスの賃貸契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、社内規程に従い、期日・残高管理を行っており、定期的な信用状況を把握する体制としております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2 参照

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	423, 499	423, 499	—
(2) 売掛金	147, 240	147, 240	—
資産計	570, 739	570, 739	—
(1) 買掛金	68, 648	68, 648	—
(2) 未払金	94, 273	94, 273	—
(3) 未払法人税等	10, 121	10, 121	—
(4) 未払消費税等	35, 072	35, 072	—
(5) 長期借入金（1年以内返済予定の 長期借入金を含む）	173, 995	166, 973	△7, 022
(6) リース債務（短期リース債務を含 む）	14, 522	14, 522	—
負債計	396, 633	389, 611	△7, 022

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	31
差入保証金	2, 608

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	423,499	-	-	-
売掛金	147,240	-	-	-
合計	570,739	-	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	30,376	36,610	27,841	26,352	26,352	26,464
リース債務	12,817	1,705	-	-	-	-

(有価証券関係)

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名	当社取締役2名 当社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 400,000株	普通株式 700,000株
付与日	2011年5月31日	2014年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2013年6月1日 至 2021年5月31日	自 2016年11月1日 至 2024年10月31日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問1名 当社監査役1名 当社従業員11名	外部株主(投資ファンド) 1社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 800,000株	普通株式 100,000株
付与日	2017年4月1日	2017年6月23日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2019年4月1日 至 2027年3月31日	自 2017年7月1日 至 2027年6月30日

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2 名 子会社取締役 2 名 子会社従業員 5 名	当社従業員 2 名 子会社従業員 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 144,000株	普通株式 116,000株
付与日	2017年12月25日	2019年12月14日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2019年12月26日 至 2027年12月25日	自 2021年12月15日 至 2029年12月14日

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社監査役 1 名 当社顧問 1 名 当社従業員 2 名 子会社従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 84,000株
付与日	2019年12月14日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2019年12月15日 至 2029年12月14日

（注）2021年12月10日付で普通株式 1 株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年12月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	200,000	400,000	600,000
権利確定	—	—	—
権利行使	200,000	—	476,000
失効	—	—	6,000
未行使残	—	400,000	118,000

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	116,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	116,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	100,000	134,000	—
権利確定	—	—	116,000
権利行使	100,000	—	—
失効	—	—	30,000
未行使残	—	134,000	86,000

	第10回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	84,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	84,000

(注) 2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	7.5	40	150
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150	150
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	150
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式を総合的に勘案して算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 円
- ② 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 — 円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(2021年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,303千円
未払金	6,597
貸倒引当金	10,758
返品引当金	1,166
資産除去債務に係る減価償却費	496
繰延資産	8,647
税務上の繰越欠損金(注)2	99,857
繰延税金資産小計	128,829
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△91,169
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,797
評価性引当額合計(注)1	△95,966
繰延税金資産合計	32,862
繰延税金資産の純額	32,862

(注)1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(注)1	—	—	1,540	—	27,873	70,442	99,857
評価性引当額	—	—	1,540	—	27,873	61,754	91,169
繰延税金資産	—	—	—	—	—	8,688	8,688 (注)2

(注)1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金99,857千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産8,688千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
住民税均等割	0.4%
評価性引当額の増減	△52.3%
連結子会社との税率差による影響	2.1%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の実効税率	△18.1%

(資産除去債務関係)

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社グループは、オフィスの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務としております。

なお、貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務に変えて、当該不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りに当たり、使用見込期間は、本社3階部分は4年、本社4階部分は8年を用いております。また、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は540千円であり、当連結会計年度末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は2,729千円であります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、サービス提供形態を考慮した事業セグメントから構成されており、「メンタルヘルスソリューション事業」「メディカルキャリア支援事業」「デジタルマーケティング事業」を報告セグメントとしております。

メンタルヘルスソリューション事業では、企業におけるメンタルヘルス対策として、厚生労働省が提唱する「4つのケア（「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア）」を実践するため、メンタルヘルスケアに特化したクラウドサービス「ELPIS」、産業医や保健師と契約し産業医業務を提供する「産業医クラウド」サービスを展開しております。メディカルキャリア支援事業は、医師に主軸を置きながら医療従事者全般的の求人求職支援サービスを展開しております。デジタルマーケティング事業は、当社が行っており、医学会向けサービス、Webマーケティング支援サービスで構成されております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	メンタルヘル スソリュー ション 事業	メディカル キャリア 支援 事業	デジタルマ ーケティ ング 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,089,837	247,168	116,502	1,453,508	—	1,453,508	—	1,453,508
セグメント間の内部 売上高又は振替高	625	—	46,265	46,890	102,680	149,570	△149,570	—
計	1,090,462	247,168	162,767	1,500,398	102,680	1,603,079	△149,570	1,453,508
セグメント利益	102,276	63,958	18,089	184,325	—	184,325	△46,043	138,281
その他の項目								
減価償却費	20,428	—	—	20,428	—	20,428	3,496	23,924

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に経営指導料であります。

2. セグメント利益の調整額△46,043千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

5. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。

関連情報

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客に対する売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	刀禰 真之介	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 36.7	債務被保証	当社本社の賃貸借契約の債務被保証（連帯保証）（注） 1	11,976	賃料（未払金）	998
							銀行等からの借入契約の債務被保証（連帯保証）（注） 2	173,995	長期借入金	173,995

- （注） 1. 本社オフィスの賃貸借契約に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、賃料の取引金額には年間賃貸料、期末残高には未払金残高を記載しております。
2. 銀行借入等に対して、債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額及び期末残高には借入金残高を記載しております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	25.86円
1株当たり当期純利益	18.12円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益	18.12
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	161,833
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(千円)	161,833
期中平均株式数(株)	8,932,039
(うち普通株式数)(株)	6,701,058
(うちA種優先株式数)(株)	995,907
(うちB種優先株式数)(株)	786,636
(うちC種優先株式数)(株)	448,438
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権5種類(411個) これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ス tockオプション制度の内容」に 記載のとおりであります。

(注) 種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	91,998	77,670
売掛金	※2 160,388	※2 403,114
仕掛品	84	160
貯蔵品	-	37
短期貸付金	※2 32,000	-
未収入金	※2 38,626	※2 66,283
前払費用	4,843	9,242
貸倒引当金	△489	△2,094
流動資産合計	327,451	554,414
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	475	475
減価償却累計額	△402	△462
建物附属設備（純額）	72	12
工具、器具及び備品	2,025	2,513
減価償却累計額	△735	△1,512
工具、器具及び備品（純額）	1,290	1,000
有形固定資産合計	1,362	1,013
無形固定資産		
ソフトウェア	26,196	45,315
ソフトウェア仮勘定	2,500	4,051
無形固定資産合計	28,696	49,367
投資その他の資産		
関係会社株式	113,270	113,270
出資金	-	10
長期前払費用	646	732
差入保証金	3,690	3,149
投資その他の資産合計	117,606	117,161
固定資産合計	147,666	167,542
資産合計	475,117	721,957

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,905	※2 10,922
短期借入金	※1 10,000	※1 20,000
1年内返済予定の長期借入金	48,066	18,246
リース債務	916	12,668
未払金	※2 19,247	※2 17,760
未払法人税等	2,481	4,025
未払消費税等	5,283	8,878
前受金	-	2,262
預り金	7,236	4,171
流動負債合計	96,136	98,935
固定負債		
長期借入金	26,211	157,245
リース債務	1,833	14,522
固定負債合計	28,044	171,767
負債合計	124,180	270,703
純資産の部		
株主資本		
資本金	365,750	415,750
資本剰余金		
資本準備金	356,850	406,850
資本剰余金合計	356,850	406,850
利益剰余金		
利益準備金	△371,662	△371,346
利益剰余金合計	△371,662	△371,346
株主資本合計	350,937	451,253
純資産合計	350,937	451,253
負債純資産合計	475,117	721,957

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	※1 193,354	※1 304,064
売上原価	43,226	106,445
売上総利益	150,128	197,618
販売費及び一般管理費	※1,※2 229,033	※1,※2 202,503
営業損失(△)	△78,904	△4,884
営業外収益		
受取利息	※1 2,097	※1 9,146
助成金収入	495	-
雑収入	337	153
営業外収益合計	2,930	9,299
営業外費用		
支払利息	※1 1,818	※1 2,665
支払保証料	285	288
雑損失	-	0
営業外費用合計	2,104	2,955
経常利益又は経常損失(△)	△78,079	1,460
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△78,079	1,460
法人税、住民税及び事業税	290	1,144
法人税等合計	290	1,144
当期純利益又は当期純損失(△)	△78,369	316

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費					
賃金		2,444	5.6	7,784	7.3
法定福利費		366	0.8	1,925	1.8
労務費合計		2,811	6.5	9,710	9.1
II 経費					
外注加工費		40,499	93.5	45,344	42.5
その他		0	0.0	51,466	48.3
経費合計		40,499	93.5	96,811	90.8
当期総製造費用		43,310	100.0	106,521	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		84	
合計		43,310		106,605	
期末仕掛品たな卸高		84		160	
当期売上原価		43,226		106,445	

(注) 原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	295,725	286,825	286,825	△293,292	△293,292	289,257	289,257
当期変動額							
新株の発行	70,025	70,025	70,025			140,050	140,050
当期純損失（△）				△78,369	△78,369	△78,369	△78,369
当期変動額合計	70,025	70,025	70,025	△78,369	△78,369	61,680	61,680
当期末残高	365,750	356,850	356,850	△371,662	△371,662	350,937	350,937

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	365,750	356,850	356,850	△371,662	△371,662	350,937	350,937
当期変動額							
新株の発行	50,000	50,000	50,000			100,000	100,000
当期純利益				316	316	316	316
当期変動額合計	50,000	50,000	50,000	316	316	100,316	100,316
当期末残高	415,750	406,850	406,850	△371,346	△371,346	451,253	451,253

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（新型コロナウイルスの影響による会計上の見積りについて）

新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、今後の収束時期を正確に予測することは極めて困難な状況にありますが、本書提出日現在において、当該感染症による当社の事業に重要な影響は生じていないことから、影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額の総額	10,000千円	20,000千円
借入実行残高	10,000	20,000
差引額	-	-

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
流動資産	千円	千円
売掛金	152,403	382,492
短期貸付金	32,000	-
未収入金	37,947	66,283
流動負債		
買掛金	-	1,019
未払金	2,644	4,573

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	111,333千円	209,171千円
その他（管理諸費支払）	787	912
営業取引以外の取引高		
受取利息	2,096	9,145
支払利息	48	111

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度32.5%、当事業年度42.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度67.5%、当事業年度58.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	29,925千円	31,800千円
給料及び手当	69,042	51,686
減価償却費	18,324	23,882
広告宣伝費	40,032	14,411
管理諸費	29,846	29,656
貸倒引当金繰入額	△9,230	1,604

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式113,270千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年12月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式113,270千円) 及び出資金 (貸借対照表計上額は出資金10千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	670千円
貸倒引当金	149
資産除去債務に係る減価償却費	165
税務上の繰越欠損金	112,748
繰延税金資産小計	113,734
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△112,748
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△986
評価性引当額合計	△113,734
繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当事業年度 (2020年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	895千円
貸倒引当金	641
資産除去債務に係る減価償却費	331
税務上の繰越欠損金	111,861
繰延税金資産小計	113,730
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△111,861
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,868
評価性引当額合計	△113,730
繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年12月31日)
法人実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	31.2
住民税均等割	24.6
評価性引当額の増減	△6.1
その他	△1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.4

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 種類株式の廃止

当社は、2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更いたしました。

(1) 変更前の株式の種類及び数

普通株式	3,311株
A種優先株式	533株
B種優先株式	421株
C種優先株式	240株

(2) 変更後の株式の種類及び数

普通株式	4,505株
------	--------

また、当社は、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を廃止いたしました。

2. 単元株制度の導入

当社は、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年12月10日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 株式分割

当社は、2021年11月22日開催の取締役会に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2021年12月10日付で次の株式分割を行っております。

(1) 分割の割合

2021年12月9日における最終の株主名簿に記載された株主の所有する当社普通株式1株を2,000株に分割する。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	4,505株
②今回の分割により増加する株式数	9,005,495株
③株式分割後の発行済株式総数	9,010,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	36,000,000株

4. 新株予約権の行使による増資

当社が発行した第6回新株予約権及び第7回新株予約権につき、一部行使が行われております。当該新株予約権の行使により発行した株式の概要等は以下のとおりであります。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
新株予約権の行使日	2021年12月28日	2021年12月29日
行使新株予約権の数	228個	50個

交付株式数	普通株式 456,000株	普通株式 100,000株
行使価格総額	68,400千円	15,000千円
資本金の増加額	34,200千円	7,500千円
資本準備金の増加額	34,200千円	7,500千円

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	475	-	-	475	462	59	12
工具、器具及び備品	2,025	487	-	2,513	1,512	776	1,000
有形固定資産計	2,500	487	-	2,988	1,974	836	1,013
無形固定資産							
ソフトウェア	119,348	41,624	-	160,972	115,656	22,505	45,315
ソフトウェア仮勘定	2,500	34,392	32,841	4,051	-	-	4,051
無形固定資産計	121,848	76,016	32,841	165,023	115,656	22,505	49,367
長期前払費用	1,468	374	-	1,843	1,110	288	732

(注) 1. ソフトウェアの当期増加額は、ストレスチェック、メンタルチェック、メンタルアラートAI等の開発41,624千円によるものであります。

2. ソフトウェア仮勘定の当期増加額は、ストレスチェック、メンタルチェック、メンタルアラートAI等の開発34,392千円によるものであります。また、当期減少額はソフトウェア勘定への振り替えであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	489	2,094	-	489	2,094

(注) 「当期減少額 (その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日より 同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日 上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めております。
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店（注）1 無料（注）2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://mh-tec.co.jp/company/koukoku/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189 条第2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166 条第1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(千株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 1月25日	株式会社 サエラ 代表取締役 小池 由久	大阪府豊中市 寺内2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代 田区丸の内 2-2-1 岸 本ビルジ ング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,000	125,000,000 (125) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	和田 洋	東京都千代 田区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 5	180	27,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	藤浜有限会社 代表取締役 三浦 結花	東京都台東 区柳橋1- 8-5	特別利害関係者等(大株主上位10名)の取締役の知人	120	18,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	斎藤 広一郎	東京都世田 谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)の取締役の知人	60	9,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	川田 一哉	埼玉県さい たま市北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)の取締役の知人	60	9,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	野間 政弘	東京都豊島 区	特別利害関係者等(大株主上位10名)の取締役の知人	60	9,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	FPステップア ップ支援投資 事業有限責任 組合 代表取締役 古川 勝博	東京都千代 田区丸の内 2-2-1 岸 本ビルジ ング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)が無限責任組合員である組合	60	9,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	渡邊 幹雄	東京都葛飾 区	特別利害関係者等(大株主上位10名)の取締役	50	7,500,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	古川 勝博	東京都新宿 区	特別利害関係者等(大株主上位10名)の取締役	50	7,500,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	諏訪内 浩紹	東京都世田 谷区	当社の業務委託先である産業医	20	3,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社HS 代表社員 諏訪内 浩紹	東京都世田 谷区成城 1-24-21	当社の業務委託先である産業医が代表社員である会社	20	3,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメン ト株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田 区丸の内2- 2-1 岸本ビ ルジング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	刀禰 智之	東京都中央 区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の二親等以内の血族)	40	6,000,000 (150) (注) 4	(注) 7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(千株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 1月31日	FPマネジメント株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社吉村産業医事務所 代表取締役 吉村 健佑	千葉県千葉市中央区長洲1-24-8-102	当社の顧問	20	3,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメント株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	中村 幸雄 (注) 8	東京都文京区	当社従業員	60	9,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメント株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ブルーストーンキャピタル株式会社 代表取締役 菅下 清廣	東京都港区海岸1-2-3汐留芝離宮ビルディング21階	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)の知人が代表取締役である会社	20	3,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメント株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	菅下 清廣	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)の知人	20	3,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメント株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社Orchestra Investment 代表取締役 中村 慶郎	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー5階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	20	3,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 1月31日	FPマネジメント株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	中川 勝弘	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)の知人	40	6,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 2月6日	FPマネジメント株式会社 代表取締役 古川 勝博	東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング2階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社MS-Japan 代表取締役 有本 隆浩	東京都千代田区富士見2-10-2飯田橋グランブルーム4F	当社の業務提携先である会社	100	15,000,000 (150) (注) 4	(注) 7
2019年 4月26日	みずほ成長支援投資事業有限責任組合 代表取締役社長 斎藤 肇	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 6	中島 庄蔵	東京都千代田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)の取締役の知人	20	3,000,000 (150) (注) 4	所有者の投資方針に基づく売却
2019年 4月26日	みずほ成長支援投資事業有限責任組合 代表取締役社長 斎藤 肇	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 6	STONE株式会社 代表取締役 刀禰 堯介	東京都港区高輪1-27-37	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	20	3,000,000 (150) (注) 4	所有者の投資方針に基づく売却
2019年 5月10日	みずほ成長支援投資事業有限責任組合 代表取締役社長 斎藤 肇	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 6	株式会社H&Pコンサルティング 代表取締役 根来 尚子	東京都渋谷区広尾3-14-17-402	特別利害関係者等(大株主上位10名)	140	21,000,000 (150) (注) 4	所有者の投資方針に基づく売却
2019年 5月31日	和田 洋	東京都千代田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	保成 久男	東京都町田市	特別利害関係者等(大株主上位10名)の取締役の知人	10	1,500,000 (150) (注) 4	売却希望と取得希望が合致

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(千株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 12月8日	—	—	—	ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合 代表取締役 木村 廣道	東京都文京区 本郷4-1-4 Design Place α 8F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,066 B種優先株式 △266 C種優先株式 △40 普通株式 1,372	—	(注) 9
2021年 12月8日	—	—	—	INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 川島 克哉	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー19階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △400 普通株式 400	—	(注) 9
2021年 12月8日	—	—	—	Aflac Venturess LLC President Nadeem Khan	アメリカ合衆国ジョージア州 コロンバス ウィントン・ロード1932	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △140 普通株式 140	—	(注) 9

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、直近取引事例価格及びディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

5. 当該異動により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

6. 当該異動により特別利害関係者等（大株主上位10名）ではなくなりました。

7. 移動前所有者である株式会社サエラの資金需要による売却希望を受け、当社及びFPマネジメント株式会社が引受先を探したことにより、これら18社が譲渡先となりました。一旦、株式会社サエラの売却株数全てをFPマネジメント株式会社が引き受けて、その後、FPマネジメント株式会社から譲渡先18社への売却の手続きを

一括で行っております。譲渡価格につきましては、譲渡元、譲渡先の双方事前の合意のもとによるものであります。

8. 中村幸雄は、2019年3月29日付で当社監査役に就任しております。
9. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当該優先株式の発行価格はディスカウントキャッシュフロー法等により算出した価格を基礎として算定し、各優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。A種優先株式1株の発行価格は300,000円、B種優先株式1株の発行価格は450,000円、C種優先株式1株の発行価格は1,000,000円であります。また、普通株式の交換比率は当該優先株式に付された普通株式への取得請求権に定められた比率によっており、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は2021年12月8日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る定款の定めを廃止いたしました。
10. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「移動株数」「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（１）	株式（２）	株式（３）	株式（４）	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年11月29日	2020年 1 月31日	2020年 3 月31日	2020年 4 月21日	2019年12月14日	2019年12月14日
種類	C種優先株式	C種優先株式	C種優先株式	C種優先株式	第9回 新株予約権 (ストック オプション)	第10回 新株予約権 (ストック オプション)
発行数	280,000株	50,000株	110,000株	40,000株	普通株式 116,000株	普通株式 84,000株
発行価格	500円	500円	500円	500円	150円	150円
資本組入額	250円	250円	250円	250円	75円	75円
発行価額の 総額	140,000,000円	25,000,000円	55,000,000円	20,000,000円	17,400,000円	12,600,000円
資本組入額 の総額	70,000,000円	12,500,000円	27,500,000円	10,000,000円	8,700,000円	6,300,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当	2019年3月29 日開催の定時 株主総会にお いて、会社法 第236条、第 238条及び第 239条の規定に 基づく新株予 約権の付与 (ストックオ プション)に 関する決議を 行っております。	2019年3月29 日開催の定時 株主総会にお いて、会社法 第236条、第 238条及び第 239条の規定に 基づく新株予 約権の付与 (ストックオ プション)に 関する決議を 行っております。
保有期間等 に関する 確約	—	(注) 2	(注) 2	(注) 2	—	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2020年12月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を超過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を超過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を超過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、直近取引事例価格及びディスカウントキャッシュフロー法により算定した価格を基礎として決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	150円	150円
行使期間	2021年12月15日から 2029年12月14日まで	2019年12月15日から 2029年12月14日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関する事項	当会社の株式の譲渡による取得には、取締役会の承認要する。	当会社の株式の譲渡による取得には、取締役会の承認要する。

（注）2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
Aflac Ventures LLC President Nadeem Khan 資本金 非公開	アメリカ合衆国ジョージア州コロンバス ウィントン・ロード1932	ベンチャー キャピタル	140,000	70,000,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ITbook株式会社 代表取締役会長 恩田 饒 資本金 1,048百万円	東京都港区虎ノ門三丁目1番1号 虎ノ門三丁目ビルディング5階	ITコンサル ティング事業	60,000	30,000,000 (500)	当社の取引先
ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合 無限責任組員 株式会社ファストトラックイニシアティブ 代表取締役 木村 廣道 出資金 7,120百万円	東京都文京区本郷4-1-4 常和本郷ビル4F	ベンチャー キャピタル	40,000	20,000,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
大田 学	東京都文京区	医師	20,000	10,000,000 (500)	当社の業務委託先である産業医
荻野 岳雄	東京都豊島区	会社役員	20,000	10,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)の知人

(注) 1. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「単価」は、当該株式分割後で記載しております。

2. Aflac Ventures LLCは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）になりました。

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
城崎 洋平	東京都渋谷区	会社役員	20,000	10,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の社外取締役)の知人
城崎 慶治	神奈川県平塚市	会社役員	10,000	5,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の社外取締役)の知人の親族
城崎 信子	神奈川県平塚市	会社役員	10,000	5,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の社外取締役)の知人の親族
野間 里美	東京都豊島区	会社役員	10,000	5,000,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)の取締役の知人

(注) 1. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「単価」は、当該株式分割後で記載しております。

株式（３）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
クラシス株式会社 代表取締役社長 佐野 嘉彦 資本金 50百万円	東京都千代田区神田駿河台 2-2 お茶の水杏雲ビル 1F	人材紹介事業、人材派遣事業	60,000	30,000,000 (500)	業務提携先
鈴木 良	東京都世田谷区	会社役員	30,000	15,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)の知人
梅澤 三央	東京都港区	会社役員	20,000	10,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の社外取締役)の知人

(注) 1. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「単価」は、当該株式分割後で記載しております。

株式（４）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社エスプール 代表取締役社長 浦上 壮平 資本金 372百万円	東京都千代田区外神田 1-18-13 秋葉原ダイビル 6F	ビジネスソリューション事業、人材ソリューション事業	40,000	20,000,000 (500)	業務提携先

(注) 1. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「単価」は、当該株式分割後で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
新井 直幸	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	40,000	6,000,000 (150)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
松本 裕介	東京都杉並区	会社員	30,000	4,500,000 (150)	当社の従業員 (注) 3
佐藤 義仁	東京都中央区	会社員	10,000	1,500,000 (150)	当社の従業員
栗賀 智史	東京都台東区	会社員	6,000	900,000 (150)	子会社の従業員

(注) 1. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「単価」は、当該株式分割後で記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 松本裕介は、2020年6月30日付で当社取締役就任しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山田 真弘	東京都葛飾区	会社員	10,000	1,500,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
中村 幸雄	東京都文京区	会社員	10,000	1,500,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
西尾 明哲	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	10,000	1,500,000 (150)	子会社の従業員
須永 知久	東京都練馬区	会社員	8,000	1,200,000 (150)	子会社の従業員
小松 佐知子	東京都品川区	会社員	8,000	1,200,000 (150)	当社の従業員
大島 基予子	東京都中央区	会社員	8,000	1,200,000 (150)	子会社の従業員
藤村 繰果	神奈川県川崎市高津区	会社員	8,000	1,200,000 (150)	子会社の従業員
栗賀 智史	東京都台東区	会社員	4,000	600,000 (150)	子会社の従業員
梅藤 朝葉	東京都品川区	会社員	4,000	600,000 (150)	当社の従業員
舎川 美咲	東京都世田谷区	会社員	4,000	600,000 (150)	子会社の従業員
佐野 直樹	東京都杉並区	会社員	2,000	300,000 (150)	子会社の従業員
栗原 祐子	東京都世田谷区	会社員	2,000	300,000 (150)	子会社の従業員
上田 華子	神奈川県川崎市中原区	会社員	2,000	300,000 (150)	子会社の従業員
小池 健斗	東京都北区	会社員	2,000	300,000 (150)	子会社の従業員
佐藤 純	宮城県仙台市若林区	会社員	2,000	300,000 (150)	当社の業務委託先

(注) 1. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「単価」は、当該株式分割後で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(千株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 12月8日	—	—	—	ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合代表取締役 木村 廣道	東京都文京区 本郷4-1-4 Design Place α 8F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △40,000 普通株式 40,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	Aflac Venture LLC President Nadeem Khan	アメリカ合衆国 ジョージア州 コロンバス ウィントン・ロード1932	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △140,000 普通株式 140,000	—	(注) 2

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(千株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 12月8日	—	—	—	ITbook株式会社 代表取締役 会長 恩田 饒 資本金 1,048百万円	東京都港区 虎ノ門三丁 目1番1号 虎ノ門三丁 目ビルディ ング5階	当社の取引先	C種優先株式 △60,000 普通株式 60,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	大田 学	東京都文京区	当社の業務 委託先であ る産業医	C種優先株式 △20,000 普通株式 20,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	荻野 岳雄	東京都豊島区	特別利害関 係者等(当 社の代表取 締役社長) の知人	C種優先株式 △20,000 普通株式 20,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	城崎 洋平	東京都渋谷区	特別利害関 係者等(当 社の社外取 締役)の知 人	C種優先株式 △20,000 普通株式 20,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	城崎 慶治	神奈川県平 塚市	特別利害関 係者等(当 社の社外取 締役)の知 人の親族	C種優先株式 △10,000 普通株式 10,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	城崎 信子	神奈川県平 塚市	特別利害関 係者等(当 社の社外取 締役)の知 人の親族	C種優先株式 △10,000 普通株式 10,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	野間 里美	東京都豊島区	特別利害関 係者等(大 株主上位10 名)の取締 役の知人	C種優先株式 △10,000 普通株式 10,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	クラシス株 式会社 代表取締役 社長 佐野 嘉彦 資本金 50 百万円	東京都千代 田区神田駿 河台2-2 お茶の水杏 雲ビル1F	業務提携先	C種優先株式 △60,000 普通株式 60,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	鈴木 良	東京都世田 谷区	特別利害関 係者等(当 社の代表取 締役社長) の知人	C種優先株式 △30,000 普通株式 30,000	—	(注) 2
2021年 12月8日	—	—	—	梅澤 三央	東京都港区	特別利害関 係者等(当 社の社外取 締役)の知 人	C種優先株式 △20,000 普通株式 20,000	—	(注) 2

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は 名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社と の関係等	移動後所有者の 氏名又は名称	移動後所有者の 住所	移動後所有者の 提出会社との関 係等	移動株数 (千株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2021年 12月8日	—	—	—	株式会社エ スプール 代表取締役 社長 浦上 壮平 資本金 372 百万円	東京都千代 田区外神田 1-18-13 秋葉原ダイ ビル6F	業務提携先	C種優先株式 △40,000 普通株式 40,000	—	(注) 2

- (注) 1. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」は、当該株式分割後の「移動株数」で記載しております。
2. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で、当社のA種優先株式533株、B種優先株式421株及びC種優先株式240株の全部を当社が自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。普通株式への交換比率は当該優先株式に付された普通株式への取得請求権に定められた比率によっており、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は2021年12月8日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る定款の定めを廃止いたしました。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
刀禰 真之介（注）1. 3. 4	東京都港区	3,876,000 (400,000)	37.31 (3.85)
ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合（注）3	東京都文京区本郷四丁目1番4号 Design Placeα 8F	1,792,000	17.25
株式会社Orchestra Investment（注）3	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー5階	420,000	4.04
Skyland Ventures 1号 投資事業有限責任組合（注）3	東京都渋谷区道玄坂二丁目10番12号 新大宗ビル3号館531号	400,000	3.85
株式会社ベクトル（注）3	東京都港区赤坂四丁目15番1号	400,000	3.85
INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合（注）3	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー19階	400,000	3.85
株式会社杏林舎（注）3	東京都北区西ヶ原三丁目46番10号	200,000	1.93
和田 洋（注）3	東京都千代田区	170,000	1.64
山田 真弘（注）3. 4	東京都葛飾区	150,000 (10,000)	1.45 (0.10)
Aflac Ventures LLC（注）3 （国内代理人：アフラック・イノベーション・パートナーズ合同会社）	アメリカ合衆国ジョージア州コロンバスウィントン・ロード1932 （国内連絡先：東京都港区南青山三丁目1番31号NBF南青山ビル8階）	140,000	1.35
株式会社H&Pコンサルティング（注）3	東京都渋谷区広尾三丁目14番17号 402	140,000	1.35
マネックスベンチャーズ株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	132,000	1.27
藤浜有限会社	東京都台東区柳橋一丁目8番5号	120,000	1.16
佐藤 敬幸（注）8	岐阜県可児市	110,000 (10,000)	1.06 (0.10)
株式会社ユビキタスAIコーポレーション	東京都新宿区西新宿一丁目21番1号 明宝ビル6階	100,000	0.96
渡邊 隆久（注）8	東京都小金井市	92,000 (92,000)	0.89 (0.89)
中村 幸雄（注）5	東京都文京区	70,000 (10,000)	0.68 (0.10)
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号 日本橋プラザビル7階	66,000	0.64
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階	64,000	0.62
合同会社ふくり（注）2	東京都千代田区神田須田町一丁目2 2番地 パルウール大野ビル3階	60,000	0.58
齋藤 広一郎	東京都世田谷区	60,000	0.58
川田 一哉	埼玉県さいたま市北区	60,000	0.58
野間 政弘	東京都豊島区	60,000	0.58
FPステップアップ支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階	60,000	0.58
中川 勝弘	神奈川県横浜市中区	60,000	0.58

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
ITbook株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目1番1号 虎ノ門三丁目ビルディング5階	60,000	0.58
クラシス株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目2番 お茶の水杏雲ビル1F	60,000	0.58
萩原 耕一郎（注）8	東京都中野区	60,000 (60,000)	0.58 (0.58)
渡邊 幹雄	東京都葛飾区	50,000	0.48
古川 勝博	東京都新宿区	50,000	0.48
新井 直幸（注）7	神奈川県横浜市鶴見区	46,000 (46,000)	0.44 (0.44)
株式会社MS-Japan	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 飯田橋グランブルーム4F	40,000	0.39
KKキャピタル株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番3号1801	40,000	0.39
清久 里菜	東京都港区	40,000	0.39
原島 健輔	東京都港区	40,000	0.39
刀禰 智之（注）6	東京都中央区	40,000	0.39
株式会社エスプール	東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル6F	40,000	0.39
佐藤 義仁（注）8	東京都中央区	40,000 (40,000)	0.39 (0.39)
鈴木 良	東京都世田谷区	30,000	0.29
STONE株式会社（注）2	東京都港区高輪一丁目27番37号1506	30,000	0.29
西上 祐一（注）7	東京都町田市	30,000 (30,000)	0.29 (0.29)
松本 裕介（注）4	東京都杉並区	30,000 (30,000)	0.29 (0.29)
みずほ成長支援 投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 日土地内幸町ビル6階	20,000	0.19
松下 円	東京都港区	20,000	0.19
砂田 憲治	東京都目黒区	20,000	0.19
諏訪内 浩紹	東京都世田谷区	20,000	0.19
合同会社HS	東京都世田谷区成城一丁目24番21号	20,000	0.19
株式会社吉村産業医事務所 （注）9	千葉県千葉市中央区長州一丁目24番8号102	20,000	0.19
ブルーストーンキャピタル株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号 汐留芝離宮ビルディング21階	20,000	0.19
菅下 清廣	神奈川県横浜市青葉区	20,000	0.19
中島 庄蔵	東京都千代田区	20,000	0.19
太田 学	東京都文京区	20,000	0.19
荻野 岳雄	東京都豊島区	20,000	0.19
城崎 洋平	東京都渋谷区	20,000	0.19

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
梅澤 三央	東京都港区	20,000	0.19
合同会社セ・ラムール	東京都江東区豊洲三丁目6番5号911	20,000	0.19
三宅 琢（注）9	東京都港区	20,000	0.19
大島 基予子（注）8	東京都中央区	14,000 (14,000)	0.13 (0.13)
牧野 由佳（注）8	東京都目黒区	12,000 (12,000)	0.12 (0.12)
保成 久男	東京都町田市	10,000	0.10
城崎 慶治	神奈川県平塚市	10,000	0.10
城崎 信子	神奈川県平塚市	10,000	0.10
野間 里美	東京都豊島区	10,000	0.10
宮田 秀之	東京都世田谷区	10,000	0.10
栗賀 智史（注）8	東京都新宿区	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
西尾 明哲（注）8	埼玉県さいたま市大宮区	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
井上 靖英	東京都目黒区	8,000	0.08
須永 知久（注）8	東京都練馬区	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
小松 佐知子（注）8	東京都品川区	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
藤村 繰果（注）8	神奈川県川崎市宮前区	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
松下 名月	東京都港区	6,000	0.06
梅藤 朝葉（注）8	埼玉県東松山市	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
舎川 美咲（注）8	東京都港区	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
松下 翔英	東京都港区	2,000	0.02
前場 柚花（注）8	神奈川県横浜市港北区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
田中 敦史（注）8	東京都小金井市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
佐野 直樹（注）8	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
栗原 祐子（注）8	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
上田 華子（注）8	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
小池 健斗（注）8	東京都北区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
佐藤 純（注）10	宮城県仙台市若林区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
計	-	10,388,000 (822,000)	100.00 (7.91)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
2. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
5. 特別利害関係者等（当社の監査役）
6. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等内の血族）
7. 特別利害関係者等（子会社の役員）
8. 当社及び子会社の従業員
9. 当社の顧問
10. 当社の業務委託先
11. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
12. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2022年 2 月 15 日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

取締役会 御中

かがやき監査法人

指定社員 公認会計士 奥村 隆志 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克則 (印)
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

取締役会 御中

かがやき監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 奥村 隆志 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克則 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年12月28日から2021年12月29日までの間に新株予約権が行使され、資本金及び資本準備金並びに発行済株式総数が増加した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年 2 月 15 日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

取締役会 御中

かがやき監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 奥村 隆志 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克則 (印)
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年12月28日から2021年12月29日までの間に新株予約権が行使され、資本金及び資本準備金並びに発行済株式総数が増加した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

取締役会 御中

かがやき監査法人

指定社員 公認会計士 奥村 隆志 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克則 (印)
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2019年1月1日から2019年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年 2 月 15 日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

取締役会 御中

かがやき監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 奥村 隆志 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 克則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2020年1月1日から2020年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2021年12月28日から2021年12月29日までの間に新株予約権が行使され、資本金及び資本準備金並びに発行済株式総数が増加した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

